

令和2年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和2年3月2日（月曜日）午前9時09分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第6 第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命について
- 日程第7 第3号議案 工事の請負契約について（ショートステイ施設整備新築工事その3）
- 第12号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
- 第13号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15号議案 令和元年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 第4号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第6号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 幸田町子ども医療の助成に関する条例の一部改正について
- 第8号議案 岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 第9号議案 西三河都市計画事業幸田駅前土地地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 第10号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第18号議案 令和2年度幸田町一般会計予算
- 第19号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第20号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第21号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第23号議案 令和2年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計予算
- 第24号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第25号議案 令和2年度幸田町水道事業会計予算
- 第26号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山 千 代 子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 近 藤 学 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 藪 田 芳 秀 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 洩 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
消 防 長 都 築 幹 浩 君	企 画 部 次 長 成 瀬 千 恵 子 君
兼 企 画 政 策 課 長	
環 境 経 済 部 次 長 太 田 義 裕 君	建 設 部 次 長 佐 々 木 要 君
兼 水 道 課 長	
消 防 次 長 兼 小 山 哲 夫 君	会 計 管 理 者 石 川 正 樹 君
消 防 署 長 兼 出 納 室 長	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年第1回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、令和2年度当初予算を初めとする26件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力をしたいと思うところでございます。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、各行事への出席自粛のお願いをさせていただきました。議員各位には十分に体調管理に留意され議会に臨んでいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

朝夕の寒さも日ごとにやわらぎまして、少しずつ暖かな日差しが春の訪れを感じるころとなりました。

本日、ここに令和2年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろより町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、全部で26件でございます。初めに、本日即決にてお願いをさせていただきます議案は9件でございます。内訳といたしまして、幸田町教育委員会教育長の任命について、幸田町教育委員会の委員の任命についての人事案件は2件、工事の請負契約についての単行議案は1件、そして令和元年度補正予算関係につきましても、一般会計を初めとする6件でございます。次に、単行議案8件と令和2年度当初予算関係につきましても、一般会計を初めとする9件をお願いするものでございます。後ほど私から予算の大要と施政方針を述べさせていただきます、各議案の提案の理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれもこれからの町政を進める上におきまして重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応いたします。よろしく願いいたします。

ここで、御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。現在、全国で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が報告されています。本町におきましては、2月22日の土曜日、午後5時に幸田町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。予断を許さない状況が続いておりまして、去る2月27日の木曜日であります。政府からの要請に基づきまして、町内の小中学校全てにつきましても、本日3月2日から春休みまで臨時休校とすることにいたしました。また、本日、お手元に配付させていただきましたとおり、昨日3月1日の日曜日に愛知県知事からは、臨時休校期間中における自主登校教室の各市町村への設置の要請がございました。これを受けまして幸田町におきまして

も、3月4日水曜日から日中に家庭で小学生だけになってしまう児童のうち保護者が受け入れを希望する児童を対象に、町内の小学校6校におきまして自主登校教室を設置することといたしまして、本日であります3月2日の月曜日、保護者宛に午前8時過ぎにて、メールにてお知らせをいたしたところでございます。なお、卒業式の関係でございませけれども、小中学校ともに予定どおりの期日に実施はいたしますが、今後の状況によりまして、小学校の卒業式については期日を変更する場合もございませ。式につきましては感染拡大防止のため、出席者を卒業生・教職員及び保護者に限定して挙行をいたしたいと思ひます。

次に、2月28日金曜日、午後4時に開催いたしました第2回の対策本部会議におきましては、町が主催する行事等の取り扱い基準を決定し、同日町のホームページでの周知と各区長への文書による通知を行っているものでございませ。県内においても感染が徐々に拡大しているという状況を踏まえまして、2月28日から3月15日までの期間を重要対策期間としまして、町が主催する行事等につきましては、この取扱基準に基づき実施の判断及び対応をしてまいりたいと思ひます。また、公共交通機関を利用して通勤している職員に対しましては、混雑時における感染を予防するため、時差出勤の運用を進めているところでございませ。

最後でありますけれども、藤田医科大学医療センターの開院でございませけれども、現時点では予定どおり令和2年4月1日と聞いております。このセンターにおけるクルーズ船の乗客・乗員の受入人数は当初128名でありました。3月1日現在では、98名の滞在者となっております。なお、この関係で本町の消防車両を利用した救急搬送の実績は現時点ではございませませんが、厚生労働大臣には防護服の支給を要請したところでございませ。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元に令和2年度予算の大要と施政方針を配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございませ。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和2年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時10分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を1番 田鏡毅君、2番石原昇君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月2日から3月26日までの25日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月2日から3月26日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のと
おりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分から12月分までの3件及び定例監査6件であります。これは、
お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、令和元年度幸田町教育委員会施策の評価につきましては、お手元に印刷配付の
とおりですから、御了承願います。

ここで、1点お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症予防のため、今定例会においてはマスク着用の上での発言を認め
ます。ただし、発言時には大きな声で発言をお願いいたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） お手元に配付の令和2年度予算の大要と施政方針について御説明を

させていただきます。

令和2年度予算の概要と施政方針

令和2年3月2日

幸田町町長 成瀬 敦

多世代が豊かに暮らせるまちへ

～まちと人を結ぶ 魅力ある令和スタートプランの実現～

本日、令和2年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響、また、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

このような経済状況において、本町の税収におきましては、法人税割の税率変更に伴う法人町民税の減額に対し、納税義務者数の増加等による個人町民税の増額や企業の積極的な設備投資等による固定資産税の増額を見込み、全体では、対前年度2.1%増の86億2,870万円と見込んでおります。一方、歳出面では、幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費の増加など経常的経費の増加が見込まれていることから、今後も、財政状況に配慮しながら持続的な財政運営に努めていく必要があります。

新年度予算におきましては、令和の新しい幕開けとともにスタートした、本町の未来に繋がる新たな施策への取組を更に推進してまいります。従来からの課題である子育て・教育基盤整備、公共施設の老朽化対応に加え、自然災害への備えとしての幸田町安全テラスセンター24の開設準備や菱池遊水地事業の推進、町民の身近な総合病院として4月に開院が予定されている藤田医科大学岡崎医療センターへの交通手段の確保、5月に開設する幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターを始めとした福祉・介護拠点の整備、さらには、三ヶ根駅のバリアフリー化を始めとした駅周辺のまちづくりの検討など、まちとひとがともに成長し、全ての世代の人が活躍し、豊かに暮らせるまちの実現に向けて、予算編成を行いました。

ここで、新年度の予算の概要につきまして、触れさせていただきます。

令和2年度当初予算案の概要

1 予算の規模

令和2年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計及び公営企業会計合わせて265億7,372万円となり、前年度に対しまして13億8,769万円、5.5%増となっております。

一般会計につきましては、総額176億6,000万円(対前年度7.3%増)といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額1億7,623万円(同722.6%増)といたしました。道路改良に係る用地購入費及び物件移転等補償費

が歳出の主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、被保険者数の減を見込み、総額31億7,037万円(同3.9%減)といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額4億7,712万円(同8.7%増)といたしました。

介護保険特別会計につきましては、第7期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込み、総額21億2,428万円(同6.0%増)といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、県道の整備及び町債の償還に要する費用が主なもので、総額2億7,633万円(同11.1%減)といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設等の維持管理及び町債の償還に要する費用が主なもので、総額3億7,996万円(同3.9%増)といたしました。

水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、7億7,505万円(同2.2%減)、また、資本的支出にあつては、重要給水施設配水管布設工事を主なものとして4億1,846万円(同26.3%増)といたしました。

最後に、下水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、6億9,420万円(同1.4%減)、また、資本的支出にあつては、北部処理分区管路整備、企業債償還金を主なものとして4億2,172万円(同8.4%減)といたしました。

2 一般会計歳入

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、対前年度1億8,160万円増(同2.1%増)の86億2,870万円といたしました。

その内訳といたしまして、個人町民税につきましては、納税義務者数の増加及び給与所得の伸び等により、対前年度6,700万円増(同2.5%増)とし、また、法人町民税につきましては、法人税割の税率変更等により、対前年度9,100万円減(同15.1%減)とし、町民税の総額を対前年度2,400万円減(同0.7%減)の32億3,100万円といたしました。

固定資産税につきましては、土地分につきましては、地目変更による増加、家屋分につきましては、新築家屋の増加、償却資産分につきましては、企業の積極的な設備投資による増加を見込み、固定資産税の総額を対前年度1億9,600万円増(同4.3%増)の47億3,700万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割及び種別割の二つの税目となり、登録初年度軽課課税車が本来の税率に戻る影響等により、対前年度660万円増(同6.6%増)の1億710万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりにより本数は減少を見込むものの、税率の引き上げにより、前年度と同額の2億3,100万円とし、入湯税につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の260万円といたしました。

都市計画税につきましては、新築家屋の増加により、対前年度300万円増(同0.9%増)の3億2,000万円といたしました。

地方譲与税につきましては、税制改正による森林環境譲与税の増額や実績を踏まえ、

対前年度1,410万円増(同10.0%増)の1億5,560万円といたしました。

利子割交付金につきましては、利子割額の減少を見込み、対前年度280万円減(同36.8%減)の480万円といたしました。

配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度200万円増(同6.9%増)の3,100円、株式等譲渡所得割交付金につきましても、実績を踏まえ、前年度と同額の2,600万円といたしました。

法人事業税交付金につきましては、法人町民税法人税割の一部国税化の割合拡大に伴う減収分の補てん措置として令和2年度より新たに交付されるものでありますが、愛知県の交付見込額等を踏まえ、5,900万円といたしました。

地方消費税交付金につきましては、地方消費税の税率引き上げの影響及び前年度11月末日が休日のために11カ月分の交付となったことにより新年度は13カ月分の交付となることによる増加を見込み、対前年度1億5,000万円増(同20.5%増)の8億8,000万円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者の減少により、対前年度300万円減(同17.6%減)の1,400万円とし、自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末で廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性があることから科目維持とし、かわって10月に創設された環境性能割交付金につきましては、新年度は交付が12カ月分になること及び9月末で臨時的軽減措置が終了することにより、対前年度1,430万円増(同190.7%増)の2,180万円といたしました。

地方特例交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度500万円増(同7.0%増)の7,600万円といたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金は、実績を踏まえ、前年度と同額の500万円といたしました。

分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育料保護者負担金等の減により、対前年度1億7,916万円減(同73.8%減)の6,348万円とし、また、使用料及び手数料につきましては、指定ごみ袋の低廉化による一般廃棄物の収集及び処分に係る手数料等の減により、対前年度3,331万円減(同13.0%減)の2億2,283万円といたしました。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金等の減に対し、認定こども園等施設型給付費負担金、子育てのための施設等利用給付交付金等の増により、対前年度9,500万円増(同6.9%増)の総額14億6,323万円とし、県支出金につきましては、担い手確保経営強化支援事業補助金等の減に対し、私立幼稚園授業料等軽減補助金等の増により、対前年度7,433万円増(同8.6%増)の総額9億3,808万円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入、基金利子が主なもので、総額1,036万円といたしました。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金が主なもので、引き続き好調が続くと見込み、

対前年度15億15万円増(同100.0%増)の30億17万円といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため、主に基金財源で補てんすることとしていますが、全体の財源調整及び事業推進のために、財政調整基金及び教育施設整備基金からの繰入を行い、対前年度4億5,462万円減(同31.8%減)の総額9億7,582万円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費が主なもので、対前年度4,900万円増(同9.5%増)の5億6,513万円といたしました。

町債につきましては、短期入所施設建築事業に6,400万円、県営たん水防除事業に6,400万円、幸田中央公園整備事業に3,500万円、中央小学校校舎増築事業に5,600万円とし、対前年度2億3,400万円減(同51.7%減)の総額2億1,900万円といたしました。

3 一般会計歳出

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)につきましては、会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費の増などにより、対前年度5億2,532万円増(同8.3%増)の総額68億5,214万円であります。

投資的経費(普通建設事業費・災害復旧費)につきましては、対前年度2億893万円減(同8.2%減)の総額23億3,853万円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、短期入所施設(ショートステイ)建築工事、道路新設改良工事(町道野場横落線他)、消防用自動車整備、中央小学校校舎増築工事等であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費等の経費の合計は、対前年度8億8,362万円増(同11.7%増)の総額84億3,933万円であります。主なものといたしましては、物件費においては、ふるさと寄附業務に係る委託料、維持補修費においては、町民会館、町民プール等の各種設備に係る維持補修、補助費においては、消防指令センター共同運用負担金、その他、特別会計への繰出金等であります。

以上が、令和2年度一般会計予算の概要であります。

施政方針

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待されますが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響、また、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

本町の収入は、堅調な人口の増加に伴い、個人町民税や固定資産税は増加を見込んでおります。また、近年、本町のまちづくりの重要な財源となっているふるさと寄附金につきましても、引き続き好調を見込んでおりますが、歳出におきましては、幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費の増加などの経常的経費の増加が見込まれていることから、今後も、財政状況に配慮しながら持続的な財政運営に努めていく必要があります。

このような状況のなかで、本町のまちづくりの基本指針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、将来像として掲げた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。そして、その実現に当たりましては、「多世代が豊かに暮らせるまちへ～まちとひとを結ぶ魅力ある令和スタートプランの実現～」をモットーに推進してまいりたいと考えております。

第1に、安全・安心 いのちと暮らしをまもるぞ

安全・安心施策につきましては、近年、全国各地で発生している大規模災害を教訓に、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。地域の防災リーダーの養成を始め、地区防災訓練の実施を積極的に推進するとともに、町民の皆様が自身と家族を災害から守るスキルの習得、防災の習慣化及び地区の防災力向上を支援する仕組みとして、令和元年度に設置した安全テラスセンター24準備室を充実させ、地域防災力の向上といつ災害が発生しても素早く対応できる体制づくりに努めてまいります。また、近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震を始めとする大規模災害に備え、災害時における応急・復旧業務を適切かつ迅速に実施できるよう、継続的に業務継続力の向上に努め、業務継続計画の実行性を高めてまいります。その他、民間木造住宅耐震改修費補助を始めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

交通安全施策につきましては、四季の運動期間を中心に、地域や企業の皆さんの協力を得て、交通安全運動を推進するとともに、昨今の交通事故傾向に対応した効果的な啓発活動を展開してまいります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の安全点検に加え、保育施設周辺を点検することにより、子ども達の安全の確保に努めてまいります。近年多発する高齢者の交通事故に対しては、安全運転支援補助制度を創設し事故防止と被害軽減を図ります。

防犯対策につきましては、防犯ボランティア団体の育成に努めるとともに、警察、地域、学校等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行ってまいります。また、防犯設備の充実も必要です。特に防犯カメラは設置による犯罪抑止効果が期待できることから、迅速に整備を進め、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消費生活の安定向上につきましては、インターネットの普及による多岐にわたる消費者トラブルに対しまして、引き続き相談体制の充実と未然防止に向けた啓発に努めてまいります。

コミュニティバス(えこたんバス)につきましては、誰もが気軽に利用できる移動手段及び児童のためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活のなかにおいて重要な町民の交通手段となるよう利用サービスの向上に努めてまいります。

便利で快適な生活をする上で道路・公共交通・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。道路整備につきましては、町民の生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施するとともに、橋梁点検を計画的に進め、適正な橋梁の管理に努めてまいります。また、愛知県が実施する広田川の改修及び菱池遊水地事業等の推進を図るとともに、町管理河川の浚渫等を積極的に実施し、河川の安全性の向上に努めてまいります。

将来人口5万人を見据えたまちづくりを進めていくとともに、三ヶ根駅のバリアフリー化と合わせた駅周辺のまちづくりを引き続き調査・研究してまいります。

公共交通対策につきましては、令和元年度中間見直しを行った都市交通マスタープランに基づき、令和2年4月開院予定の「藤田医科大学岡崎医療センター」への交通手段の確保に取り組むとともに、地域から町内の各施設へ気軽に出かけられるようにするためのデマンド型交通(乗合タクシー)の社会実験を開始し、従来の、鉄道やコミュニティバス、タクシー等との連携による新たな都市交通ネットワークの構築を検討してまいります。また、自動走行やAI、IoT等の新技術の活用についても検討してまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、幸田中央公園の再整備、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき県道の整備に取り組み、六栗・里の2地区につきましても、都市基盤の整備を推進してまいります。さらに、新規地区の事業化も進めてまいります。

安全安心なまちづくりと住環境の整備を進める上で、上下水道は、町民の日常生活に密着した重要度の高いインフラであります。

上水道につきましては、災害時における水の確保を図るため、避難所等の重要給水施設へ至る管路の耐震化に取り組んでまいります。また、配水管等の水道施設の老朽化に対しては、中長期的な計画に基づいた整備・更新を着実に進め、安全、強じん、持続可能な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、土地区画整理地内の整備が進み、町全体では農業集落排水事業と合わせ整備はおおむね完了してきております。この良好な住環境を保全し続けるための健全で持続可能な下水道経営を目指し、下水道事業会計については、公営企業会計へ移行しました。農業集落排水事業会計についても、公営企業会計への移行を進めてまいります。さらに、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水10地区の公共下水道への接続に向けた事業にも取り組んでまいります。

また、農業や地域の安全を守る防災・減災事業として、排水機場の更新やため池の耐震改修を県営土地改良事業により進めてまいります。

消防救急体制につきましては、災害対応特殊ポンプ自動車等整備を進め、災害現場でより良い活動ができるよう努めてまいります。また、職員に対して、運転技術向上を始めとする各種専門教育の充実により質及び技術の向上を図り、さまざまな現場活動に対応してまいります。

消防施設につきましては、長寿命化を図り、女性消防職員が24時間勤務できるように女性用仮眠室等を整備いたします。

南海トラフ地震や大規模災害の備えにつきましては、必要な防災備蓄品と災害対応資機材を整備いたします。

自主防災組織につきましては、可搬動力ポンプを更新し、地域防災力の充実にも努めてまいります。

消防団につきましては、団員確保に努めるため処遇改善を図るとともに消防PR動画を制作し広報活動を行い、また、団員に質の高い教育訓練を実施し、より一層の消防力

の向上に努めてまいります。

第2に、環境 自然豊かに美しく

地球温暖化問題や不法投棄等による生活環境の悪化は、地球全体の課題であり、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

家庭での効率的なエネルギーの使用に必要な新エネルギーシステムを町民の皆様が導入する際における補助対象を拡充することにより、一層の普及を図ってまいります。また、次世代自動車の普及を効果的に推進するために、個人及び事業者に対する補助を継続してまいります。

不法投棄対策としましては、ごみステーションにおける不適切排出や林道等の不法投棄の抑止のためのカメラを導入し、ごみ出しマナーの向上に努めてまいります。

ごみ問題への対応につきましては、令和2年1月1日から指定ごみ袋の低廉化を実現しましたが、今後も更なるごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会の形成を推進してまいります。岡崎、西尾、幸田の2市1町で協議を進めております広域ごみ処理施設の建設につきましては、両市と引き続き連携し、令和12年度の供用開始を目標に進めてまいります。

また、自然観察会、環境学習講座、生態系を保つための活動等を通じて、子どもからお年寄りまで幅広く、環境保全やごみの減量化・資源化に対する意識の高揚を図ってまいります。

墓地につきましては、新たな墓地需要に対応するため、地域の共同墓地環境整備に対する補助を拡充し、墓地の環境整備の促進を図ってまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい情勢となっておりますが、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるような支援を行ってまいります。近年、農地関連法の改正に伴い、農地に対する意識や考え方も変化しております。それに伴い、将来を見据えた土地利用や整備について検討してまいります。また、農地集積事業として農業経営基盤強化法による農地集積や農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用を支援してまいります。更に、担い手の育成のために新規就農者支援や農業への理解を深める親子農業体験教室を行うなど、町民・生産者・町・JA等が一体となって農業振興を推進してまいります。

特産物の販売促進につきましては、地産地消事業を推進するとともに、安全で安心な農産物の提供、そして産地ブランドの確立に努めてまいります。また、こうした産業まつりの充実を図るとともに、JAまつりや友好交流物産展等、町外イベントにおいて特産物の宣伝やPRを行い、あわせて令和2年度は、新たなPR手法にも取り組むことで、更なる販売促進と町内購買力の向上を図ってまいります。

食育につきましては、第3次食育推進計画に基づき推進してまいります。

近年では、特に地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が注目されており、これまで以上に農業団体等と連携するとともに、新たな商品の開発等のため具体的な方策を行ってまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」につきましては、国道23号に接続している立地条件を生かし、町内外から地域振興施設を訪れる方々に、四季を通じて出荷される地域の特産農作物や加工品を提供していきます。また、情報発信の拠点施設として、地域の文化、歴史、名所や特産物など幅広い分野で本町の魅力を発信していくとともに、利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供し、災害時には防災機能を発揮できる施設としての取組も行ってまいります。

令和2年10月に一般社団法人全国道の駅連絡会の総会及び全国「道の駅」シンポジウムの開催が本町で予定されており、多くの来場者が見込まれることから、道の駅と連携し、全国に町の魅力を発信してまいります。

鳥獣害対策につきましては、国の補助事業で設置した柵の維持管理を地域組織の協力を得て実施してまいります。また、農作物被害を防止するための個々の侵入防止対策補助やイノシシ等の捕獲等の事業につきましても引き続き実施してまいります。

畜産振興につきましては、CSF(豚熱)を始めとした家畜伝染病に対する防疫体制整備の推進等、各種事業の実施に努めてまいります。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するための地域活動や施設等の長寿命化を図る対策として、多面的機能支払交付金制度を引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進め、安心して作業のできる環境づくりに努めてまいります。

商工振興につきましては、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を継続してまいります。また、本町で創業を目指す新規事業者に対し、商工会や金融機関と連携して支援してまいります。

駅前商業地域の活性化の推進につきましては、賑やかで活気あるまちづくりが図られるよう、朝市の復活や出展イベント等を支援してまいります。

観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」で開催するイベントを始め、しだれ桜まつり、大井池桜まつり、あじさいまつり、彦左まつり、こうた産業まつり等、豊かな自然環境に恵まれ、その自然を生かした観光イベントの宣伝等に努めてまいります。また、本町の更なる知名度アップや誘客の向上を目的として、ロケツーリズム事業を推進し、ドラマや映画のロケ誘致等に取り組み、同時に幸田町の特産物を活用した、グルメ新メニュー開発にも取り組んでまいります。さらには、観光の玄関口としての駅周辺整備に努めてまいります。

企業立地につきましては、企業立地マスタープランの推進や、プレステージレクチャーものづくり日本講演会—を継続して取り組むことにあわせ、幸田ものづくり研究センターで実施している改善リーダー育成スクール事業やサイエンスコミュニティ事業、IoT推進事業等を通じてものづくり人材の育成を推進するとともに、大学等との連携を強化する中で、新産業の創生や起業への支援に努めてまいります。また、国道23号バイパス沿線における産業クラスターを推進するために、工業団地の開発に向けた調査を行い、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、令和2年度が第1期総合戦略の最終目標年度となりますので、各施策の評価や検証を進めるとともに、関係各課との連携を図りながら第2期総合戦略の策定を進めてまいります。

第4に、健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気

救急医療対策におきまして、藤田医科大学岡崎医療センターが令和2年4月に開院予定であり、医療圏の救急医療の充実のため、連携協力体制を構築してまいります。

健康の町推進事業につきましては、「第2次健康こうた21計画」の中間評価を受け、町民が主体的健康づくりに取り組むきっかけとして「健康マイレージ事業」を継続実施するとともに、健康の道の更なる活用を推進するための整備を行い、町民の健康寿命の延伸に向けた取組を進めてまいります。

予防接種事業につきましては、子ども、高齢者の定期予防接種を推進してまいります。特にロタウイルスワクチン予防接種が10月から定期接種化されることに伴いまして、積極的に受診勧奨を行ってまいります。風しんにつきましては、引き続き追加的対策として抗体保有率が低い現在の40歳から57歳の男性を定期接種の対象とし、継続して感染症予防に努めてまいります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診、がん検診を推進し、また、引き続き受診勧奨にも力を入れてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦健診・乳幼児健診の実施、赤ちゃん訪問員や専門職による訪問事業、一般不妊治療に対する助成等を継続してまいります。また、産婦に対し、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の「産婦健診」や、出産退院後に、助産師等が母子に対し身体的回復と心理的な安定を促進し、健やかな育児ができるよう支援する「産後ケア」事業を継続してまいります。

保健センター管理運営事業につきましては、栄養指導室を使つての事業の安全性・利便性を高めるため、老朽化いたしました調理台を改修し、事業の充実を図ってまいります。

児童福祉につきましては、令和2年度から5年間の町の取組や施策を定めた「第2期幸田町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子どもや子育てに関わるサービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。

特に、昨今問題となっております待機児童の解消に向け、保育所におきましては、3歳未満児の受け皿となります小規模保育事業所の建設を推進し、放課後児童クラブにおきましては、中央第3児童クラブの整備等により受入枠の拡大を図り、共働きなどの子育て世帯をより一層支援してまいります。また、令和2年1月に開始いたしました病後児保育事業につきましても、更なる充実を図ります。

保育園の施設整備につきましては、坂崎保育園大規模改修といたしまして実施設計を手掛け、魅力ある保育園づくりの一環といたしまして大草保育園幸せの森整備など3か所の整備を実施します。また、坂崎、幸田学区の児童館建設につきましては、第2期児童館建設基本構想に基づき、地元との調整を進めてまいります。子育て世帯に対する経済的支援といたしましては、令和元年10月から開始されました幼児教育・保育の無償化に取り組み、引き続き保護者の負担軽減を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいがあってもその人の持つ能力や適性に応じ、自

立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことのできるよう第4次幸田町障がい者計画に基づき、福祉サービスの更なる充実を図ってまいります。また、発達に心配のある子に対して、発達に関する相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、岡崎市こども発達センターと連携したサービス提供に引き続き努めてまいります。

令和元年度中に完成を予定していました障がい者等短期入所施設いわゆるショートステイ施設につきましては、早期の開業を目指し工事を進めてまいります。

聴覚・言語等の障がいの方に対しましては、引き続き手話通訳者を配置し、行政手続等が円滑に行える環境整備に努めるとともに、手話言語条例の令和2年度中の制定に向け取り組んでまいります。

医療的ケア児を持つ御家庭に対しましては、住み慣れた町内において支援できる取組として、医療的ケア児在宅支援事業を推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、第8期介護保険事業計画の策定に取り組み、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援、要介護状態の重度化防止のための体制づくりとして、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に引き続き努めてまいります。また、認知症高齢者の早期診断・早期対応、賠償責任リスクに向けた支援体制を整えるとともに、見守りネットワークの協力事業者や地域住民による見守り事業の強化に努めてまいります。また、令和元年度より福祉タクシー助成対象に加えた、在宅高齢者の外出支援タクシー利用助成につきましても引き続き実施してまいります。

幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターを設置し、働きたい、活躍したい高齢者の方々のニーズ情報を収集するとともに、それらの方々に必要とする知識や技術などのスキルアップの機会を設け、人材を必要とする企業や地域とのマッチングや、活躍できる場を提供する仕組みづくりを国の委託事業等を活用し、取り組んでまいります。

福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続と高校生世代までの入院費の助成に向けて取り組んでまいります。また、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化 きたえよう!こころとからだ

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、「心身ともに健やかな子どもたちの育成」を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

日本語指導、スクールサポートスタッフ、養護教諭、少人数指導、通級指導及び介助補助職員を配置するなど、子どもたちへの学習指導の充実を図るとともに、支援を必要とする児童生徒の実態に合わせた、きめ細やかな対応に努めてまいります。

経済的な困難のある児童生徒に対する就学援助制度と、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育就学奨励制度では、給食費、学用品費、修学旅行費及び中学生の部活動費等を支給することで、本町の子どもへの就学援助を更に進めてまいります。

また、近年、全国的に不登校傾向にある子どもたちが増加しておりますが、これは、本町においても同じであります。そのような子どもたちや保護者を支えるために、幸田町教育相談室の充実を図り、安心して相談できるような体制づくりをしていきます。

学校施設の整備につきましては、学校長寿命化計画を策定し積極的に維持補修を行っていきます。更にトイレ改修等にも順次取り組むとともに、児童生徒一人一台パソコンを目指すGIGAスクール構想の実現に向けて、学校内のネットワーク整備を進めていくなど学習環境を整えてまいります。

中央学区の児童数増加への対応といたしまして、中央小学校の校舎増築工事を行ってまいります。工事期間については、学校運営と並行して行うこととなりますので、子どもたちの安全面等に配慮し、円滑な工事実施に努めてまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心掛け、地産地消の推進、衛生管理の徹底を図り、安全安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまであらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

本町を代表するイベントであります冬の「こうた凧揚げまつり」、夏の「こうた夏まつり」などのライフサークル事業を中心に、「心豊かで笑いと楽しさあふれる町づくり運動」を推進し、人と人とのつながり・親睦が深められるよう努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、所有者と連携しながら、町内の文化財の保護に努めてまいります。また、国史跡島原藩主深溝松平家墓所の保存・整備を引き続き計画的に進めるとともに、他市町との交流を深める取組を通し、歴史と文化の交流を継続してまいります。

また、文化の中心拠点となっているハピネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館、さくら会館を始めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの人が文化芸術にふれることができるよう諸施策の推進を図るとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。特に本町の象徴的な施設ともいえる町民会館及び図書館につきましては、開館から20年以上が経過し、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、引き続き計画的な改修に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダー等との連携を図り、町民大運動会や新春駅伝・ファミリージョギング大会等を開催し、町民がスポーツを通して地域の絆を深め、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、各地域で行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発掘・育成にも努め、地域コミュニティの醸成に寄与してまいります。幸田町民プールにつきましては、平成10年の開館から20年以上が経過し施設や設備の老朽化が進み、平成31年3月に屋内プールの天井より鉄板が落下する事故が発生し、休館をしている状況であります。屋外プール及びトレーニングルームは令和2年度から再開しますが、

屋内プールにつきましては、利用者の安全確保を図るための改修工事を実施するため、休館を1年間延長します。再開を待ち望む利用者の皆様には、大変御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

その他の社会体育施設につきましては、大日蔭グラウンド・ゴルフ場トイレ設置や施設照明をLED化するなど時代やニーズに合わせた整備を計画的に行い、安心してスポーツができる環境づくりに努めてまいります。

また、ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画 みんなのちからで続くまち

町民の皆様とともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りある財源のなかで施策の優先順位を考え、最少の経費で最大の効果をあげられるよう取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画を精査し、将来に向けて必要となる事業については、時期を逸することなく確実に取り組むことが重要であります。各種事業の実施に当たっては、補助金等の確保はもとよりクラウドファンディングの活用などによる財源確保に努めてまいります。また、基金の繰入や起債の扱いについては後年度負担を慎重に考慮し、計画的に取り組んでまいります。また、公共施設の管理運営においては、施設の安定的な存立基盤の確保とともに、将来にわたる財政負担の軽減を図るため、借地の解消に鋭意取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第2次男女共同参画推進プランに基づき、男女がお互いを認め支え合い、多様性を尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めてまいります。

多文化共生の推進につきましては、多言語対応のほか、やさしい日本語の普及に努め、外国籍町民にも住みやすいまちづくりを進めてまいります。また、2020年東京オリンピックホストタウン事業として、ハイチ共和国の選手団をお招きし、スポーツや文化を通じた交流を実施してまいります。

広域行政の推進につきましては、消防指令業務の共同運用や斎場等の運営を始め、近隣市と積極的に協力体制を整え、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

情報の発信と管理につきましては、行政情報を迅速かつ正確に分かりやすく町民に提供し、町民の理解を深め、行政の説明責任を果たし、透明性を確保してまいります。また、平成29年度に姉妹都市提携をいたしました島原市との友好交流を推進するとともに、町内外に本町の魅力を発信するプロモーション活動に取り組んでまいります。情報の管理におきましては、引き続き強固なセキュリティ対策に取り組んでまいります。

効率的で健全な行財政につきましては、第12次行政改革大綱に基づき、計画的に行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスの更なる向上に努めてまいります。人員配置につきましては、重点施策に対しては優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、国・県等への派遣を含め職員の資質向上を図り、最大

の効果を得られるよう研修事業を充実させながら努めてまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきます。本町の行財政運営につきましては、今もなお人口が伸び続けている現状を踏まえ、限られた財源と資産を有効活用し、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組み、第6次幸田町総合計画及び実施計画に基づき、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、全職員一丸となって取り組んでまいっている所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に御提案いたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願い申し上げます、令和2年度の予算の大要と施政方針といたします。よろしくお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時18分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（稲吉照夫君） 日程第5、第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定を準用し、教育長の退席を求めます。

〔教育長 小野伸之君 退席〕

○議長（稲吉照夫君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きください。

第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、小野伸之教育長の任期満了に伴い、任命する必要があるからであります。

幸田町教育委員会教育長の小野伸之氏は、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任といたしまして、引き続き同士を任命するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

任期は、令和2年4月1日から3年であります。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

小野伸之氏につきましては、現住所は、幸田町大字久保田字柴崎47番地、生年月日は昭和28年7月25日生まれの66歳であります。経歴といたしましては、大学卒業

後、小中学校教諭、北部中学校長等を歴任され、現在は幸田町教育委員会教育長として、人格、識見ともに優れた方であります。こうした経験から、またお人柄も高潔にして温厚であり、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。

以上、人事案件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についての質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 小野教育長におきましては、平成25年の10月からということで、今回の提案は3期目となるわけでございます。1期目のときには、着任早々大変な事件もございまして、その対処に当たられたわけでございます。そうした意味におきまして、教育長としての対応、資質、そういうものも重々承知をしているわけでございます。今回、新たに教育長としての再任ということで提案がございました。今回は現任期中でありますけれども、現在の任期中の中で新型コロナウイルスへの対応というのは、過去にない、それに世界的規模に広がっている大きな問題となっている状況の中で、安倍首相が全公立小中高校の休校をきょうからというようなことも発言をし、そして前代未聞の学校の休業となったわけでございます。こういう状況の中で、教育長としてのあり方というの問われてくるかというふうに思うわけでございますが、今回の事例の中で県教育委員会あるいは文科省、こうした対応にそのまま従ってこられたのか、それとも幸田町の子どもたちのための教育行政のあり方、こういうことについても対応してこられたのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今、お話がありましたように、本当にコロナウイルス関連の感染症対策が喫緊の課題であります。特に子どもたちの安全安心を守るという意味で、安倍総理大臣から要請をいただくとともに、愛知県の知事のほうもまた新しい要請を小中学校にされてきたという中で、私たちの町内の小中学校がどのような形で今後被害の拡大を抑えていくかということに当たりましては、大変慎重を要すものであります。そういった意味でも、学校側の現場のスタッフ、もちろん先生方等々がいかに一つの指示に基づいて子どもたちの安全安心を守る環境づくりをしていくかという視点に立ちますと、やはりリーダーシップをとるとともに今までの貴重な体験、そして子どもたちの行動をゲリ、そして保護者の方々の心理、そして教育現場である先生方のいろいろな指導方針等を総合的に加味していくこととなりますと、やはり小野教育長のような方が日ごろより、

校長先生も経験されている大須賀町長の時代から2期教育長を経験されているということで、私どもの行政と教育の現場の間に入ってしっかりこの緊急事態を乗り越えていただくという場にあっては最適の方であるという認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することと決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております第1号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、教育長の入場を求めます。

〔教育長 小野伸之君 入室・着席〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時28分

○議長（稲吉照夫君） ただいま同意されました教育長より、御挨拶をいただきます。
教育長。

〔教育長 小野伸之君 登壇〕

○教育長（小野伸之君） 議長のお許しをいただきましたので、お時間をいただき御挨拶をさせていただきます。

ただいま議会の御承認をいただきまして、ありがとうございます。

私はこれまでの経験がありますので、この経験を生かし新しい気持ちで取り組む覚悟であります。まず、平成29年度に策定しました幸田町教育大綱に沿って、幸田町の教育のさらなる充実を図っていく所存であります。現在、社会の変化は急速で、教育会では学校の働き方改革、ICT教育の推進、小学校での英語科の指導などなど、次々と新しい施策が打ち出されています。とても大切なことばかりですが、子どもたちの日々の授業や活動が浮き足立つことなく地に足のついた日々が送れるように気を配りたいと思っています。古より、教育では知・徳・体の充実が大切だと言われてきましたし、今も変わりはないと思います。中でも特に徳、いわゆる心の教育が最も大切だと思っています。町内小中学校の校長には信頼を最も大切にしたい学校経営をしてほしいと伝えていきます。子ども同士、子どもと教職員、保護者と教職員、教職員同士の信頼関係がなければ何事もうまくいきません。まず、信頼関係の構築を第一と考えて取り組むように伝えていきます。その上で、命を大切にす心、思いやりの心、他者を尊重する心、美しいものを美しいと感じる心、助け合う心など、心を耕す教育を全教育活動について推進していきます。そして、子どもたちが義務教育9年間で自分の生きる構え、自分の生きる姿勢を考える機会をつくってほしいと願っています。また、生涯学習課のスポーツや文化、芸能の事業や町民会館などの催し物など充実させて、子どもからお年寄りまでが町内でより豊かに暮らせるお手伝いをしていこうと思っています。議員の皆様にはこれまで同様、御指導、御支援賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長 小野伸之君 降壇〕

再開 午前10時31分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（稲吉照夫君） 日程第6、第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてであります。

議案関係資料は4ページから6ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により任命されている平松敏明委員が、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の委員とい

たしまして伊藤秀雄氏を任命するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和2年4月1日から4年であります。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思えます。

伊藤秀雄氏につきましては、現住所は幸田町大字深溝字権行寺4番地、生年月日は昭和26年2月18日生まれの69歳であります。

経歴といたしましては、昭和50年に大学院修了後、民間会社に就職、約4年間勤められ、昭和54年に刈谷市の小学校教諭として転職されました。

その後、約32年間、小学校教諭として教育に専念され、深溝小学校教頭、豊坂小学校校長を歴任され、平成23年3月に退職されました。

平成23年4月からは、町立図書館で館長として4年間お勤めいただき、豊川市教育委員会で嘱託職員として相談業務に当たられ、平成31年4月からは、里区長として地域に貢献し積極的に取り組んでおみえです。

お人柄も高潔にして温厚であり、なおかつ、小学校教諭という職業柄、教育についても深い見識をお持ちであり、本町の学校教育・生涯学習、あるいは子育て支援について、忌憚のない御意見をいただき、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として、適任者であると考えております。

以上、人事案件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。

御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についての質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております第2号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

○議長(稲吉照夫君) ただいま同意されました教育委員より御挨拶をいただきます。入室を許可します。

[教育委員 入室]

○議長(稲吉照夫君) それでは、ただいまから任命の同意がされました教育委員より御挨拶をいただきます。

[教育委員 伊藤秀雄君 登壇]

○教育委員(伊藤秀雄君) ただいま幸田町教育委員会の委員の任命につきまして同意をいただきました伊藤秀雄でございます。

教育委員という職責の重さを考えますとき、身の引き締まる思いでございます。私は、幸田町の教育行政の発展のため、微力ではございますが少しでも皆様のお手伝いができるよう努めてまいりたいと思います。

本日から新型コロナウイルス対策として、小中学校は休校になっております。このような事態は私たちが全く経験のないことであり、子どもたちが今後どのように過ごすのか大変心配なところがあります。幸田町の教育のよさは、地域・家庭と学校の連携の強さや一人一人の子どもに目を向けたぬくもりのある教育であると考えています。教育全体が緊急事態にある今こそ、これらの強みを生かしていくべきであると考えます。また、町民会館や図書館、プールなどの恵まれた施設を生かした生涯学習もますます今後重要だと考えております。

幸田町議会議員の皆様初め、関係各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

(拍手)

○議長（稲吉照夫君） ありがとうございます。

退室をお願いいたします。

（監査委員、教育委員 退室）

再開 午前10時41分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7

○議長（稲吉照夫君） 日程第7、第3号議案及び第12号議案から第17号議案までの7件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

第3号議案 工事の請負契約についてであります。議案関係は7ページから10ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、ショートステイ施設整備新築工事その3の施行に伴い必要があるからであります。

議案書6ページをごらんいただきたいと思います。工事名はショートステイ施設整備新築工事その3で、工事場所は幸田町大字菱池字城山地内、工事の概要はショートステイ棟木造平家建て、延べ床面積182.18平方メートル、渡り廊下・鉄骨造平家建て建築面積33.67平方メートルであります。

契約金額は7,696万7,000円、契約の方法は、21社による指名競争入札を1月22日に実施し、契約の相手方は岡崎市明大寺町字出口14 杉林建設株式会社 代表取締役杉本知治であります。

補正予算関係について説明をさせていただきます。別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと思います。

補正予算関係につきましては、第12号議案から第17議案までの6件であります。

まず初めに、第12号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてであります。補正予算1ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては32ページから37ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ13億7,251万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億18万4,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費及び第3条 地方債の補正につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費の小中学校費における校内LAN環境整備事業及び中学校費における武道場吊天井改修事業につきましては、国の第1次補正予算対応のため、後ほど歳入及び歳出予算の補正をお願いさせていただくものでありますが、いずれも年度内完了ができないため、校内LAN環境整備設計監理業務委託料及び業務委託料として、小学校校内LAN環境整備事業につきましては1億3,200万円、中学校校内LAN環境整備事業につきましては6,600万円、また武道場吊天井改修工事監理業務委託料及び工事費として、5,896万円をそれぞれ限度額として繰越明許をお願いするものであります。

第3表地方債補正の短期入所施設建築事業につきましては、入札不調等により完成が来年度となることに伴い、4,800万円を限度とする起債につきましては全額取りやめるものであります。

道路改築事業につきましては、町道野場横落線ほか2路線の道路改築工事におきまして、予定していた額の交付金等がつかなかったことによる事業の縮小に伴い、起債限度額を8,600万円減額し、3,700万円とするものであります。

学校給食センター増築事業につきましては、予定していた貸し付け機関の割り当てが得られなかったため、5,000万円を限度とする起債につきましては全額取りやめるものであります。

それでは、主な補正内容の説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして説明をいたします。補正予算書8ページからをごらんいただきたいと思っております。

55款国庫支出金につきましては、国庫負担金におきまして国民健康保険保険基盤安定負担金及び過年度分児童手当負担金について歳出事業費の確定に伴い、予算を調整するものであります。

国庫補助金におきましては、次期社会保障・税番号制度システムの設計構築に係る経費の国費措置分が確定したことによる社会保障・税番号制度システム整備費総務省分補助金と国の補正対応によるマイナンバーカード関連事業の増加が見込まれることに対する個人番号カード交付事業費補助金をそれぞれ追加するものであります。

社会資本整備総合交付金につきましては、予定していた額の補助金がつかなかったことなどにより減額するものであります。

また、小学校及び中学校におけるLAN環境整備に対する補助金といたしまして、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を新規計上し、町内3中学校の武道場吊天井改修に対する補助金といたしまして、学校施設環境改善交付金を追加するものであります。

60款県支出金につきましては、県負担金におきまして国庫負担金と同様、国民健康保険保険基盤安定負担金及び過年度分児童手当負担金について歳出事業費の確定に伴い、予算を調整するものでございます。

県補助金におきましては、元気な愛知の市町村づくり補助金につきまして、安全テラスセンター24推進事業が採択されたことに伴い追加するものであります。

また、経営体育成支援事業補助金及び担い手確保経営強化支援事業補助金につつまし

て、歳出事業費の確定見込みに伴い減額するものであります。

さらに、道路橋梁改良費補助金につきましては、予定していた額の補助金がつかなかったことにより減額するものであります。

10ページをごらんいただきたいと思います。70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金におきまして引き続き好調を継続しており、12月補正においてお認めいただきました25億円を既に上回る状況でありますので追加するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、これにより財政調整基金繰入金をゼロとするものであります。

85款諸収入につきましては、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金におきまして、予定していた額がつかなかったため減額するものであります。

後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金及び蒲郡市幸田町衛生組合返還金につきましては、前年度事業の額の確定によりそれぞれ追加するものでございます。

農地中間管理機構集積協力金につきましては、今年度の事業実施の見込みがないため全額を減額するものでございます。

90款町債につきましては、先に説明をいたしました4ページの第3表地方債補正のとおりであります。短期入所施設建築事業につきましては全額起債を取りやめるものであります。

道路改築事業につきましては、起債限度額を減額するものでございます。学校給食センター改修事業につきましては、全額起債を取りやめるものであります。

続きまして、歳出につきまして説明をいたします。12ページをごらんください。補正予算書については12ページから23ページまでとなりますが、主に決算を見込んだ予算の整理となっておりますので順次説明をさせていただきます。

10款議会費につきましては、議会一般事業におきまして議員数が定数より1名欠員となっていること等により、報酬及び期末手当、また予定していた特別委員会を設置しなかったことにより、旅費さらに会議時間が見込みよりも少なかったことによる会議録作成業務委託料をそれぞれ減額するものであります。

15款総務費につきましては、総務管理費におきまして一般管理一般事業で会計年度任用職員制度の導入に伴う、給与システム改修業務が当初見込みよりも安価に契約することができましたので減額するものであります。

総務管理事業でふるさと寄附金の追加に伴い、返礼品とその送料及びふるさと寄附の窓口でありますインターネットポータルサイトに対する業務等委託料を追加するものであります。

安全対策一般事業で、県補助金として追加いたしました。

元気な愛知の市町村づくり補助金を特定財源として充当したことによる財源更正をするものでございます。

コミュニティ推進事業では、財源として予定しておりました一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の減額に伴いましてコミュニティ活動推進事業費補助金を減額するものであります。

電算運営事業では、国庫補助金として追加いたしました。

社会保障税番号制度システム整備費総務省分補助金を特定財源として充当したことによる財源更正をするものであります。

戸籍住民基本台帳費におきまして、戸籍住民基本台帳一般事業で住基システム改修業務が当初予定よりも簡易な改修で済みましたので、住基システム改修業務委託料を減額し、また国の補正対応による個人番号カード交付事業費が増加したことに伴い、地方公共団体情報システム機構に対する交付金を追加するものであります。

14ページをごらんいただきたいと思います。選挙費におきましては、幸田町議会議員選挙執行事業で投開票が行われなかったため、準備に要した経費等を除いた残りを減額するものであります。

次に、20款民生費につきましては社会福祉費におきまして、障害者福祉事業で障害児通所給付費等の扶助費が当初見込みを上回る見込みであるため追加し、平成30年度障害児通所給付費等負担金の確定に伴う、障害児通所給付費等負担金返還金を追加するものであります。

福祉医療事業で、子ども医療に係る扶助費が当初見込みを上回る見込みであるため追加するものであります。国民健康保険事業では、国民健康保険特別会計の事業見込みによる調整のため、繰出金を減額するものであります。

未熟児養育医療給付事業では、未熟児養育医療に係る扶助費が当初見込みを上回る見込みであるため追加するものであります。

介護保険事業では、介護保険特別会計の事業費見込みによる調整のため繰出金を追加するものであります。

地域活動支援センター管理運営事業では、特定財源として充当を予定しておりました短期入所施設建築事業に係る起債を全額取りやめたことに伴い、財源更正をするものであります。

16ページをごらんください。児童福祉費におきまして、児童手当等支給事業で当初の見込みよりも減少することが見込まれるため減額するものであります。

保育園管理一般事業では、嘱託保育士の雇用見込み人員の減により、報酬及び社会保険料等共済費を減額するものであります。

住民広場等設置整備事業では、農振除外がおくれたことにより予定しておりました鷺田住民広場駐車場整備に着手できなかったため、工事費、用地購入費、農地転用決済金をそれぞれ全額減額するものでございます。

次に、25款衛生費につきましては、予防接種事業で予防接種委託料を健康増進法保険事業で健診等委託料をそれぞれ減額するものであります。理由は、いずれも当初見込みより受診者等が少なかったことによるものであります。

次に、30款労働費につきましては、公共駐車場管理運営事業で予定しておりました借地返還に伴う駅西駐車場原形復旧工事が相手方都合により、借地を継続することとなったため工事費を全額減額するものであります。

次に、35款農林水産業費につきましては農業費におきまして農業振興一般事業で被災者支援等に係る事業を行う見込みがないため、経営体育成支援事業補助金を減額するものでございます。また、当初見込んでいなかった申請がなかったことにより、担い手

確保経営強化支援補助金を全額減額するものであります。また、米生産調整推進対策事業で今年度中に農地集積を行う見込みがないため、農地中間管理機構集積協力金を全額減額するものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。農地費につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出事業で特別会計において、消費税及び地方消費税還付金が発生したことにより歳入増となったことに伴い繰出金を減額するものであります。

次に、40款商工費につきましては商工業振興事業におきまして申請件数が当初見込みより少なかったことにより、小規模企業等振興資金等信用保証料補助金を減額するものであります。

次に、45款土木費につきましては道路橋梁費におきまして、道路新設改良事業で特定財源として予定していましたが社会資本整備総合交付金等の減額に伴いまして、工事請負費、用地購入費、物件補償費をそれぞれ減額するものであります。

橋梁整備事業では、橋梁の定期点検結果に基づく補修箇所が当初予定よりも少なく済みしましたので、橋梁補修実施設計委託料を減額するものであります。

交通安全施設整備事業では、社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、道路附属物点検業務委託料を減額するものであります。

都市計画費におきましては、幸田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出事業で特別会計の事業費見込みによる調整のため繰出金を減額するものであります。

また、下水道事業会計繰出事業では下水道事業会計において、消費税及び地方消費税還付金が発生したことにより、歳入増となったことに伴い事務的補助金を減額するものであります。

20ページをごらんいただきたいと思います。55款教育費につきましては、教育総務費におきまして今後も学校等において見込まれる増築や大規模修繕に備え、教育施設整備基金積立金を追加するものであります。

小学校費におきまして、小学校管理一般事業で校内LAN環境整備に係る設計監理業務委託料と業務委託料をそれぞれ新規計上するものであります。

また、中学校費におきましても同様に校内LAN環境整備に係る設計監理業務委託料と業務委託料をそれぞれ新規計上し、また3中学校の武道場吊添乗改修に係る工事監理業務委託料と工事費をそれぞれ新規計上するものであります。

保健体育費におきましては、町民プール管理運営事業で町民プール休業に伴う指定管理料の積算において、収入補填の見込み誤りがあったことにより指定管理料を追加するものであります。

また、給食センター運営事業で給食センター増築工事が当初見込みよりも安価に施工することができましたので減額するものであります。

22ページをごらんいただきたいと思います。70款諸支出金につきましては、財政調整基金積立金を追加し、収支全体の調整をするものでございます。

以上が第12号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

次に、特別会計につきまして説明をさせていただきます。

第13号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書25ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては32ページと38ページから39ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,274万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,505万2,000円とするものであります。

まず、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。補正予算説明書32ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税におきまして一般被保険者の減少が当初見込みを上回ったため減額するものであります。国庫支出金につきましては、国民健康保険制度関係業務事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金について新たに交付されることとなったため、それぞれ新規計上するものであります。

県支出金につきましては、国民健康保険事業における給付費等の確定見込みにより保険給付費等交付金を減額するものであります。

34ページをごらんいただきたいと思います。繰入金につきましては、事業費の確定または確定見込みによる調整を行うものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。36ページをお願いいたします。

総務費につきましては、国保システム改修業務が当初見込みよりも安価に契約することができましたので減額するものであります。

保険給付費につきましては、給付費等の確定見込みにより減額及び財源更正をするものであります。

38ページをお願いいたします。国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金の確定に伴い財源更正をするものであります。

特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査受診者が当初見込みよりも少なかったことにより減額するものであります。

保険事業費につきましては、健康教室受講者が当初見込みよりも少なかったことにより減額するものであります。

諸支出金につきましては、還付額の減少を見込み減額するものであります。

以上が、令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に第14号、令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。補正予算書41ページをお願いいたします。また、議案関係資料は32ページと40ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

まず、歳入の補正内容につきまして説明させていただきます。補正予算説明書48ペ

ージをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、歳出事業費の確定見込みにより保険者機能強化推進交付金、介護保険事業費補助金をそれぞれ追加するものであります。

繰入金につきましては、実績額の確定により調整を図るものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。50ページをお願いいたします。

総務費は、介護保険事業補助金の追加に伴い財源更正するものであります。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費における居宅介護サービス等給付費、施設介護サービス等給付費、地域密着型介護サービス等給付と介護予防サービス等諸費の増減を見込み調整いたしました。

地域支援事業につきましては、保険者機能強化推進交付金の追加に伴い財源更正をするものであります。

以上が、令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

次に、第15号議案 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算書53ページをお願いいたします。また、議案関係資料は32ページと41ページから42ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,897万1,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費及び第3条 地方債の補正につきましては、56ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費のとおり、土地区画整理事業費におきまして国の追加補正に伴う幸田駅前道路整備事業の年度内完了が困難なため、4,500万円を限度に繰越明許をお願いするものであります。

第3表地方債補正のとおり、幸田駅前土地区画整理事業の起債限度額を520万円減額し、3,510万円とするものでございます。

まず、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。補正予算説明書では60ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、当初決定及び国の追加補正に伴い減額するものであります。

県支出金につきましては、対象事業費の確定により追加するものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

町債につきましては、国の追加補正及び対象事業費の確定に伴い減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。62ページをお願いいたします。

土地区画整理費につきましては、国の追加補正及び対象事業費の確定に伴い工事請負

費を減額するものであります。

以上が、第15号議案 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第16号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算書65ページをお開きください。また、議案関係資料につきましては32ページと43ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

今回の補正は歳入のみでありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

補正予算説明書68ページをごらんいただきたいと思ひます。補正の内容といたしまして、消費税及び地方消費税の還付金を諸収入において新規計上し、一般会計からの繰入金と同額減額するものでございます。

以上が、第16号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第17号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算書71ページをごらんください。また、議案関係資料は32ページと44ページでございますのであわせてごらんいただきたいと思ひます。

第1条 総則であります。令和元年度幸田町下水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによつて、以下、地方公営企業施行令に基づき作成した予算につきまして補正予算にかかる事項を記載しております。

第2条 収益的収入につきましては、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を補正するものであります。

収入第1款下水道事業収益、第3項特別利益に2,339万8,000円を追加するものであります。また、収入支出調整としまして、第2項営業外収益におきまして同額の2,339万8,000円を減額するものであります。下水道事業収益に変更はございません。

こちらにつきましては、消費税及び地方消費税の更正の請求により消費税及び地方消費税が還付されるものであります。

第3条 他会計からの補助金につきましては、予算第9条中の1億685万6,000円を8,345万8,000円に改めるものであります。

こちらにつきましては、第2条におきまして他会計補助金の額を2,339万8,000円減額したためであります。

以上が、第17号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第2号）の概要であります。

以上、第12号議案から第17号議案までの6件の補正予算につきまして提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが10分間の休憩といたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 21 分

- 議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、質疑を行います。
質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。よろしくお願いいたします。
理事者の答弁時間の制限はありませんが、委員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。
初めに、第3号議案 工事の請負契約について（ショートステイ施設整備新築工事その3）の質疑を許します。
9番、足立君。
- 9番（足立初雄君） この工事の契約につきましては、3回目の正直といいますか3回目でやっと契約にたどり着いたという状況であります。設計変更という形で、設計業者まで変えた形になっておるわけですが、過去にこういった事例というのはあったのでしょうか。
- 議長（稲吉照夫君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 今委員のお尋ねの中で、過去2回入札が不調になり、設計業者を変えたということに対して過去事例があるかというお尋ねかと承りましたが、今回3回目につきましても設計業者については1回目当初から変わってございません。最初に設計していただいたところに見直しをしていただいたものを使って、3回目の入札をしたということでございます。
- 議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。
- 9番（足立初雄君） 県の住宅供給公社に、では委託したのはどういう形の委託だったのでしょうか。
- 議長（稲吉照夫君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 愛知県住宅供給公社にお願いしたのは、委員御指摘のとおり1回目、2回目の入札が不調であったということで、設計を根本的にどこか見直すべきではないかという検証を行う中で、専門的な観点から検証をする必要があるということに至りまして、愛知県住宅供給公社というところが各市町村のこのような建築設計について検証業務を行っておることがわかりましたので、設計の見直しを愛知県住宅供給公社にお願いをしたのではなくて、もともとの設計について検証をしていただいて、その検証の結果、いろいろな御指摘をいただく中で当初からの設計士が設計を変更してというような流れでございます。
- 議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。
- 9番（足立初雄君） 少しちょっとよくわからないわけですが、最初の業者がやった設計が正しいかどうかをチェックしてもらったという解釈でよろしいのでしょうか。
- 議長（稲吉照夫君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 平たく言えばそういうことでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 町の職員ではそういったチェックをする、できるといいますかそういう職員がいないというような状況も伺っておるわけでありまして、今後においてこういった状況が発生しないためには何か方策を立てていくことが必要ではないかというふうに思いますが、そういったお考えはあるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 委員が御心配いただいておりますとおり、今回につきましては設計、福祉施設でございますので事業は健康福祉部、福祉課のほうで発注をして業者とのやりとりも福祉課のほうでやっておるわけでございますが、御心配いただきますとおりやっぱり全ての職員がこういう建築等々の技術の分野に秀でているという職員ばかりではございません。ある意味、餅屋は餅屋的に建築業務はその専門のセクションでやったりだとか、お手伝いいただきりというような組織の体制であることが望ましいという問題意識は持っております。しかしながら、現状におきましては現在の建築関係、土木関係のほうですらいろんな技術職員が不足しておるという中で、そういう理想的な体制を組むということは現実的に現状では難しい状態にあるかと思っております。しかしながら、目指していく方向は御指摘の方向であるという問題意識を持っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 設計なり工事を全部委託ってというような形は無理かと思いますが、できてきた成果品のチェック、こういったことはやはり専門の職員を置いて、庁の中でそれができるような体制をぜひつくっていただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 基本設計、実施設計自体、設計自体職員がやればよいんですけども、それができないという状況の中で専門家の設計士等に設計をお願いしておるという状況でございます。その成果品に対して、庁でチェックをするというのはあるべき姿かと思いますが、なかなか現状では人員体制的には難しいとは思いますが、目指す方向としてはその方向がよいという認識は持っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回3回目の入札で、しかも設計も見直しながら、そして21社による指名競争入札ということで行われたわけでございます。しかしながら、この入札執行調書を見ますと町内業者は辞退をされておられないわけでございますが、ほか町外の業者、改めて仕切り直したところは大半が13社も辞退をするという、その中で8社による入札が行われたわけでございます。この入札のあり方、執行調書を見てどう判断されたか、どう思われたかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御指摘をいただきました議案関係資料9ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

今丸山委員が御指摘をいただきましたけども、一番上、株式会社加藤工業から8社目、吉良建設株式会社幸田支店、ここまでが町内業者という扱いの8社でございます。したがって、町内業者という扱いの業者さんで辞退をされましたのはごらんとおりの2社ということでございます。その2社を含めまして町外の業者11社が辞退をされて、計13社の辞退という入札結果となりました。

応札と辞退の状況につきましては、その記載のとおりでございます。中身も少々説明をさせていただきたいと思いますが、辞退されました13社のうち一番下の株式会社波多野組のみが予定価格内での応札ができない等の採算面での要因による辞退でございました。それ以外の12社につきましては、技術者の配置ができない等人的要因による辞退ということでございました。辞退をされました大半の業者が人的な問題で応札できなかったということでございます。応札の時期につきましては、そのときの各業者さんの手持ち工事の量と会社での体制によるところによるということであるかと思いますが、今回この3回目の時期的には手持ちの工事が終わりつつある年度末、そして新年度におきましてまだ仕事、新たな事業が発注されてない年度初めにかけてでございますので、時期的には悪くはないというような声も業者さんからはいただいております。そういう面において、人員体制ということで各業者さんのそういう判断があったんだなということで解釈をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この結果につきましては、町外業者、初めての公共工事について落札をされた業者なのかなというふうに思うわけでありまして、幸田町での取引におきましては、知る限りでは初めてかなというふうに思うわけでありまして、そうした中で先ほどこの町内業者は2社辞退をされたよということでございますが、純然たる幸田町の業者さんは辞退をされていなくて、2社の辞退はいずれも本社はほかにあって幸田町は支店、営業所でございます。そういう中で実際はこの中で行われ、そしてほかのところの町外の業者2社を加えた中で行われたということで、8社による入札という結果だったわけでございますが、しかしながらこの21社も指名をしていくという状況の中で、この指名審査会の果たす役割ってというのは何だったのかということが言えるのではなからうかと思うわけでありまして。この辞退をされた中では、1社だけが予定価格に達しないので応札できないという、ほか辞退をしたところが人的配置ができなかったという状況が把握はできなかったのかということでございますけれども、これが3回目なんですよ。ほかの幸田町における公共工事の中でも、今現在、工事が行われているところでもこういう結果が起きている状況の中で、果たして21社も指名をしてきて辞退をされるという事態に陥ったそもそもの結果もやはり検証していかなくてはならないというふうに思うわけでありまして、その点について町長としてはどのような考えをお持ちであるかお尋ねしたいと思います。

今後、やはりこういう結果にならないような指名競争入札のあり方っていうのをつくっていく必要があるのではなからうかということと同時に、町内業者が応札できない状況の中、こういうのをやはり解消していく取り組みは必要ではなからうかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回の工事請負契約、ショートステイの施設整備工事については3回目ということで、大変、地域の方々、そして期待される施設ということで御迷惑をかけてることを改めておわび申し上げますとっております。

今お話がありましたように、しっかりと検証していかなくてはならないということでもあります。1回目も2回目も金額を入れられることなく8社なり21社の方々が辞退されてしまったということは、私もそのときは当然自分としても報告をもらったときに大変ショックでありました。もちろん、今総務部長が言いましたようにさまざまな分析をしておるわけでございますけども、やっぱり設計内容を見て業者さんがこれはとてもじゃないけどという審議になったのが1回目であり2回目でありまして、その理由をさまざま聞いてみますと建築工事の1㎡の単価が公共単価と比較した場合、低額であったとか諸経費の見積もり方がちょっと足らんかったんじゃないとか、そういったような指摘も含めて先ほど言いました住宅供給公社等々に見ていただいた結果でそういったことがわかったものでございます。

もちろん私としては、このような工事について町内業者さんにももちろん結果的に請け負っていただくようなことも、一つの結果としてあればそれはそれで一つの地元業者を応援していくということにもなりますけど、やはり指名をする段階にあって3回目でもあるということで、指名審査会の中で業者選定に当たりましてはもう失敗はできないということでもかなり慎重になったと思うし、もちろんその窓口が福祉課でもあったということで、もう少しいろんな技術的配慮からいろんな観点から総合的に判断すればもうちょっと違う形で早く取り組めたかなと思っております。

指名審査会のほうは直接管理をしてはおりませんけども、今後ともこのような事例をしっかりと加味することによって設計内容をしっかりと見ていく、もちろん業者さんにおきましては時期によっては人の工面だとかそういうことができないような時期もありますけども、やっぱり適時適切な時期にしっかりと私どもが予算計上した工事は工期内に完了していくような予算の事務の執行のあり方等々を含めまして、今後の指名審査会における議論、そして設計の中における精査、そしてそれが請け負える業者さんとの兼ね合いの中で本当に妥当であるかというようなさまざまな総合的な角度から議論することによって、もっともっとよりよい形で結果が出るような形で今後とも私なりに努めていきたいと思っております。

大変、申しわけありませんでした。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この21社を指名をするというのは、過去にあるのかなのかその辺もまず伺いたいということでございます。

それから3回目の入札に当たって、今回さらにふやしたということで、蒲郡市それから豊川市、そして刈谷市、安城市、西尾市、岡崎市とこういう広範囲にわたっての指名であります。やはり、町内業者の状況というのはよくわかるかというふうに思うわけですが、しかしながら広範囲に指名が及ぶとそうした業者の状況というのはなかなかわからない、そういう中での指名のあり方っていうのもやっぱりこれは検証してい

く必要があるというふうに思うわけであります。

やはり、こうしたことに教訓を得てこれから次、来年度予算でも中央町学校の校舎の増築とかいろいろと出てきているわけであります。また、ほかの工事の出てくるこういう中で、やはり町内業者育成も念頭に置きながら指名のあり方というのを見直していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回3回目にして21社の指名ということで、これほどの指名が過去にあったのかというお尋ねでございますが、手持ちの資料で具体的な数の状況を持っていないものですからはっきりしたお答えはできませんけども、本年度発注の小中学校の空調の請け負いの入札のときにはこれに近い数字の業者、結局、日本全国一斉に空調設置という動きの中での入札でございましたので、落ちるか落ちんか本当に心配という中で、正直、わらをもつかむ思いでのごたくさんの指名というところでどこかってくれんかなというのが正直なところで、近い過去についてはそういう事例があったかと思えます。

これだけ指名する状況の中で、指名審査会のありようがいかなものかという2点目の御指摘でございますが、1回目の入札のときは9ページの入札執行調書でございます上から8社、町内の業者8社で行いました。結果的には、御承知のとおり応札がなかったということで2回目、設計の変更を行って2回目の入札に臨むに当たってそれなりに設計を見直していけるという思いはそれなりにはある中でも、やっぱりより確実にということでそこにあります酒部建設から下から2段目、中根組までの12社を追加して20社で行ったということです。3回目は一番下の波多野組を入れて21社ということでございます。

基本指名審査会に当たって、指名業者を審査するに当たって入札が不成立であったという中で指名業者を減らすという選択肢はないという状況の中で12社ふやし、もう一社ふやしという判断をしていきたくてでございます。それが設計内容のできとも関連するわけでございますけど、いいか悪いかということはいろんな観点であるかと思えますけども、一応指名審査会の審査の考え方としてはそういうことでやってまいったというのが状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 教育費、小学校管理一般事業、または中学校管理一般事業、この中で校内LAN環境整備設計監理業務委託料とか、また校内LAN環境整備業務委託料等が入っております。この中で国庫補助金が使われておりますが、これは国のGIGA

スクール構想で児童1人1台パソコンやタブレット端末を配置、整備されて、学校内に高速大容量の通信ネットワークを整備する構想であるかというふうに思うわけでありませんが、小学校五、六年生と中学1年生を最優先とするということではしておりますが、本町もこの学内で小学校の五、六年と中学1年生でよいかということをお聞かせ願いたいと思います。また、それぞれの台数がわかっておりましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 委員お尋ねのとおり、今回のお願いします補正につきましては国が進めますG I G Aスクール構想の実現に向けてということに対応するものでございます。

今回お願いしておる校内LANの整備につきましては、まずは通信環境の整備ということで、全児童生徒にタブレットを配布すべく、一斉に通信をすることに耐え得る高速大容量の可能な校内LANの整備をするものでございます。

国が掲げております平成元年度から平成5年度までの5カ年にわたりまして、全ての児童生徒に整備するというふうに言っておりまして、そのロードマップが示されております。その中で、まず令和2年度については小学校5年生、6年生、中学校1年生というような形で示されております。

幸田町といたしましても、このロードマップに従いまして整備したいと考えておりますが、現状におきましてタブレットの使用等が明確でないためにどのような形で整備していったらいいのかということ周辺状況を踏まえて、現在確認・調査中でございます。

ちなみに、今回予定しております小学校5年生、6年生、それから中学校1年生という対象人数についてでございますが、小学校の5年生が431名、6年生が464名、中学校1年生が444名というような状況になっているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今後、国のロードマップに従い整備をされていくということでございます。今人数もお聞かせを願いました。この人数が1人1台は必ずタブレット、またはパソコン等でいただいで勉強できるのかなというふうに思うわけでありましたが、全国の平均では児童生徒数の約5.4人にパソコン1台が整備されてるということをお聞きをしております。また、国のほうの都道府県では1.9人から7.5人との格差があるということも出ております。これだから全国的な底上げが急務になったようでございますが、本町もかなりのパソコンの利用者、1人1台ではないですが教室でパソコンに触れるというそういうものが整備をされているかというふうに思いますが、幸田町ではこれが1人1台、五、六年生または中学1年生に設置をされた場合、配置をされた場合には何人に1人が配置をされる予定になるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。わかってたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 現状と申しますと、委員言われましたように全国的には幅があるわけでございます。その中で、愛知県は最下位の部類に入ってくるわけでございませ

て非常に整備率が悪いと。申しますのは、国は今まで交付税措置においてそういったパソコン、タブレットの整備をとることを推進してまいっておった次第もございまして、愛知県全体として交付団体が多いというような状況もあろうかと思いますが、全体的には整備率が悪かったという状況でございます。

そこで今回、令和2年に私どもも国のロードマップに従いまして整備をしてみたいと思っておるわけですが、まだ幾分状況が整っておりませんので今回の当初予算には計上してございません。そうした中で、全体に占める割合っていうものちょっと今数字をつかんでおります、大変申しわけございません。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 県内では、全国的には愛知県が交付団体の自治体が多いということで、パーセントからいうとかなり低いほうだということをお聞かせを願いました。また、何人に1人のパソコンになるかということもまだわからないということでございますので、また機会がありましたら全国でどのぐらいなのか、また県の中ではどのぐらいの配置となるのかということをお聞かせいただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、対象の児童生徒の中には病院に長期入院中の子ども向けの遠隔事業や、不登校児の在宅学習にも利用が期待されておりますが、本町もそのようなお考えでよいかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 国が申しておりますように、最終的にはそういった通信環境をもとに在宅での学習に活用できるとか、さまざまな活用が期待されるところでございます。

本町といたしまして、基本的には国の言っておるGIGAスクール構想にのっとり整備をしてみたいと考えておりますので、ちょっと具体的には何をどうするのかというのがいまだ他市町村含めてははっきりしたものがわかっておらない状況でございますので、今後より国等からの情報を見ながらしっかりと計画を立ててみたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。国の事業でございますし、また本当に今からスタートする事業でございますので、しっかりと県内または国の情報等を拾っていただいて子どもたちの教育環境をよくしていただきたいというふうに思います。

それから、これからの計画をお聞かせを願いたいというふうに思います。この無線LANの環境整備の計画ですね、いつごろから整備に入って、また1人1台のパソコンがいつごろから生徒、児童に与えられるのかということがわかってたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 先ほど率についてお尋ねがございました。中学校1年生と五、六年生の整備で32%程度になろうかと思っております。このものは国のロードマップに示されますように、令和5年度までに100%児童生徒に行き渡るように整備をしていくよ

うに計画しておりますので、今、現状国のロードマップで行きますと令和2年度に小学校5年生、6年生、中学校1年生、3年度に中学校2年生、3年生、4年度に小学校3年生、4年生、最終年度の5年度に小学校1年生、2年生とこのような形で整備するようなロードマップを示されておりますので、基本的には幸田町もこれに沿った整備を進めてまいりたいと。その中でこの1人1台環境におけるICT活用計画、それからフォローアップ計画など必要な計画を定めながら、ICT推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。それから操作にふなれな先生もおられるのではな
いかというふうに思います。文科省は教職員向けの研修会の開催だとか、操作方法などを補ってくれるICT支援員なども考えているようでございますが、その辺についての
本町としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 委員おっしゃるように、物を入れただけでは全くもって無意味
でございまして、しっかりとした扱われ方をしない限りは児童生徒の役に立たないとい
うことは御もつともでございます。

国といたしましてもICTを十分に活用できるように、ICT支援員というものの派
遣等を言っておりますし、本町といたしましてもICT支援員を雇用する中でそういった
先生方の研修、教育にもつなげ、全体的に児童生徒に有効な1人1台環境が整うよう
な状況をつくってまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。国のほうでは、やはり先ほど教育部長が言われま
したように2023年までの間に小学校全学年、または中学校全学年の1人1台を整備
するということを言われているようでございます。文科省は、去年の12月の中でICT
活用を促すための手引きを公表もされております。それを今部長さんも言われたかな
というふうに思いますが、やはりこの国の補助事業を活用いたしまして誰一人取り残さ
ない教育を本町としてもやっていただきたいなということを期待しております。

特に、学校現場で教員の作業が多くなって、そのためにほかの事業がおろそかになっ
てってということも決していけませんし、ぜひともこの1人1台のパソコンが有意義に使
われますように期待をしたいというふうに思います。

それからもう一点だけ、駐車場費についてお伺いをいたします。駅西駐車場の原形復
旧工事費として1,500万円の減額になっております。これは借地のままになったと
いうことをお聞きしておりますが、その辺の経過についてお聞かせを願いたいと思いま
す。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 委員おっしゃるように、このGIGAスクール構想に基づき国
が5年間に整備を補助金を出してやるという構えでございますので、本町につきましてもそれにのっ
とって、また教師の働き方改革も叫ばれる中、このタブレットが有効に活
用できるような状況を整えつつ、しっかりとした教育ができるように推進してまいりた

いと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 駅西の駐車場の原形復旧工事の減額の1,500万円というところでございます。こちらのほうは以前、地主さんの意向で返却してほしいと、そういった利用する目的があるということで返却のほうを申し入れられました。一応そのまま買収ですとか継続借地のほうで交渉しておったわけですが、どうしても返してほしいということで実は予算をつけました。これが原形復旧ということで、舗装をはがしたりですとかそういった工事になるわけですが、そういった工事の予定をしましたところ、その後いろいろと諸事情があったようで、その中で再度交渉する中で現状のままでいいということで交渉がそのまま現状維持ということで成立したということで、この工事の工事費は必要なくなったとそういうところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが昼食のため休憩といたします。午後は1時から行いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。

13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 私はふるさと寄附金と基金についてお伺いをしたいと思っております。

本当に幸田町はありがたいことにふるさと寄附金が12月の補正で15億円、今第1回の定例会で16億円ということで41億円の寄附金があるというふうなことであります。中身で行きますと大体ざっと21億円あるわけであります。

そうしたときに、法人町民税でも最高では25億円ぐらいあったかもしれませんが、これから考えていきますとほとんど10億円を切るだろうと想定ができるわけでありまして、そういう中で本当にありがたいことに20億円もの実入りがあると。それに対して在庁は毎年6億円か、そんなものを使っておるものの必ずこの第1回定例会にはちょうどもとへ全部戻されると、使われないと。そしてなおかつ、本年度は46億円ですか、48億円ですか積まれたということでもあります。

そうしたときに私思うのに、これからふるさと寄附金が毎年これから10年先もあるとはどうも思えないわけであります。そうしたときに、やはりこれから子育て、福祉政策に対してはほとんど大きな金がかかってくる、教育にもかかりますけれども、そうした部分を持ったときにそういう財調に積むのもいいわけでありましてけれども、これからふるさと寄附金で基金を積むと、それなりの基金を積むと、目的で考えていくということとはまず考えておられないかどうかというのをまず1点お聞きしたい思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ふるさと納税、ふるさと寄附金で特定の目的に特化した基金は

考えておらんかというお尋ねでございます。委員御指摘のとおり、今まではふるさと納税で想定よりも多く入った分については、財調へ戻したり積んだりということで財政調整基金のほうへ回しておったわけですが、今後、特定目的のふるさと寄附金の基金ということで、今現在、具体的なことは考えておりませんが委員御指摘のとおりこの先を考えると、そういう特定の基金の積み立ても必要かなという問題意識は持っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かに来年度も大体30億円の予算を積まれているようでありますので、最低でも15億円入ってくるとこういうことでもあります。そういうことを考えたときにまず1点お聞きしますのが、今まで平成8年ごろかなふるさと納税が始まったと思うんですけども、十何年たっておるだろうというふうに思ってますけども、その中で幸田町は何ぼぐらい集まったのかどうかということ、数がわかれば教えてほしいなというふうに思いますし、もう一点、今現在この第1回定例会が全部補正予算が組まれて成立したときには、財調と教育基金等々、基金が何ぼ残が残るのか、そこらの点もお聞きをしたいというふうに思っています。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ふるさと納税制度が始まって幸田町に幾ら入ったかという1点目でございます。ざっと今まで入ったのが80億円というふうに捉えております。したがって、そのうちの半分は返礼品あるいはサイトの利用等に出ていっちゃいますので、ざっと40億円入ったということになるかと思えます。

それから財調が幾らになるかということでございますが、今回、取り崩しをやめる分が12月末の残高が26億3,595万3,000円、今回取り崩しをやめる額が3,570万7,000円で、3月補正積まさせていただく分が4億6,434万8,000円ということで、年度末残高で31億3,600万円ほどになるかと思えます。

それから教育施設整備基金につきましては、今回3億円を足させていただいて。済みません、ちょっと手元に資料がございません。

○議長（稲吉照夫君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 私の計算ではやっぱり財調が大体31億3,000万円ぐらいでしょう。それと、教育施設整備基金が本年度2億円出してまた3億円積んだということで、ほとんど9億6,000万円ぐらい残にな・・・。

それと医療施設に関しては・・・関係で7億円、6億円、あつた分をみんな出されたということでほとんどないわけでありましてけれども、トータルを考えていきますと財調すら昔からよく言われておったのが幸田町は最低10億円は欲しいなという話を前に聞いた覚えがあります。今、正直に言って30億円あるわけでありまして。いつどうなるかわかりませんが、この財政に関しては、非常に今景気が、コロナの関係で景気はどうやって減退するかちょっと読めないんですけども、そういうことから考えていくとある程度しっかりした基金を積んでいかないといけないのかなと、将来のための基金を積んでいかないといけないのかなという感じがします。そのためにも、財政調整基金でいいじゃないのと言われるかもしれませんが、財調が一番使いやすい預金であり

ますからいいわけでありませけれども、やはり子育て、要するに福祉の関係では今後ますます出ていくだろうと、そういうことを考えたときにはやはりそういう目的基金を改めてふるさと寄附金で、私は積んで将来のことを考えていくということが必要かなというふうに思っております。

それと、先ほど今まで80億円幸田町はあったよと、中身が40億円だと。そうしたときに、ざっと考えていきますと正直言って総合体育館ができておるわけでありませ。そういうことを考えていったときに、ある程度目的をもってやっついていかないと金は正直言って財布から出ていきます。これは私もそうでありませ。財布の中に金が10万円も入っておると、あつという間に10万円使っちゃいますけども、そういうことでやはりある程度は基金目的でためていくということは僕はこれからふるさと寄附金に関しては必要だというふうに思います。ほかに税収を集めること、その施策はやっついていかなあかんですけど、ふるさと寄附金に関してはそういう目的をもってやっついていくべきだというふうに思っていますけど、再度・・・について町長もそういう考えがあるかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） おっしゃるとおりでありませ。ふるさと寄附金の制度がこれから継続して続くかどうか、毎年のようにふるさと納税の市町村のあり方については総務省もさまざまな形でルール化されて見解も出されておるということでありませ。

幸田町は4年前から始めまして、言われましたように80億円近いふるさと納税の額があると。もちろん実入りとしては40億円であるということも説明があったとおりでありませ。

地域の懇談会のほうにもう既に20近く行っついておられますけども、ふるさと納税の話をするために、将来のために何かつくるために積み立てるのか、または早く借金を返したほうがいい、またはそれだけあるんだつたら早く地域のこれだけの簡単な課題をちょっとでもお金かけて、今いる人たちのために課題解決してほしいだとかそういったようなさまざまな意見をいただく中で、財政調整基金の中に積み立てていっついて運用していくことが適切かどうかは財務省の見解もありまして、特定の基金にそういったお金を積み立てていくべきではないかなということでありませ。

幸田町でもし、おっしゃるとおり40億円のお金そのまま積み立てられておれば何らかの形で大きな事業ができると思います。しかしながら、公設公営でこれから大きなものを建てていくと、必ず長期スパンでまた維持管理がかかってくるということになりますと、ある程度、民設だとか民間的な発想の中で教育、文化、スポーツ施設だとか介護を中心とした福祉的拠点、そして子育て施設だとかまたは安全・安心のための拠点づくりそういったところにおきましてそういった基金の積み立てをして、皆さん方にある程度理解ができるような、令和のスタートに当たりましてこの事業は必要だということに向けて基金をある程度ふるさと納税の資源を積み立てていくという考え方は、私も従っついていくと思うしそのほうがいいと思うし、財政調整基金だけで運用するのはちょっともったいないかなと思っついておられます。

しかしながら、このようなまさかの事態でコロナウイルスの関連があつて、こんな不

測の事態が起きるとは思いませんでした。日中の、米中の貿易摩擦だとかイギリスがEUを離脱するだとか、経済のマイナス要因がとて多くなりました。そして自動車関連産業におきましても、来年以降、余り為替の関係で法人税の関係についても好調ではないというような話も伺っておるので、そういったことも踏まえながら計画的に積み立てていく、基金に積み立てていく考え方ももちろん持っていますけども、財政調整基金にしばらくはちょっと、どちらでも軸足がいいような形もということで大変迷うところでもありますけども、大きな目的をもって皆さん方がこの事業は絶対幸田町のために必要だということであれば、ふるさと納税のこの資金をそういったところにきちんと積み立てて、皆さん方の御理解をいただけるような形で施策を実現したいと思っています。

○議長（稲吉照夫君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 町長、ありがとうございます。思いはわかります。自由に使えるお金のほうが楽であることは間違いありませんけれども、やっぱり将来を考えたときにはやはりある程度、目的基金というものは必要かなというふうに思っております。

そういうことから考えていくときに、本当に今町長も言われました。このコロナの関係で、インフルの関係で本当にことは景気がよくなるとはどうしても思えないわけがあります。そうしたときに町民の方、住民の方は先ほど町長も言われました住民対話集會じゃないですけど回ってこられて、やっぱり住民の方はふるさと納税に20億円も入っておるじゃないかと、もっと私たちの言うこと、身近なことをやってくれやという話が随分出ておるといふふうに思っております。そういうことからしても来年度、本当に大きな予算を組まれて、いい形で住民に対応できるような体制ができていくといいなというふうに思っていますので、そういう部分ではふるさと納税をもっと施策として集められる方策、クラウドファンディングでも何でもいいですわ、そういう形で集められるような体制をとっていく、それと企業誘致も十分やっていくということの施策も十分に頑張っていたきたいなというふうに思っています。

これで終わります。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 幸田町の歳入、財源の充実につきましても今言われましたようにさまざまな形でしっかりと企業誘致も含めて、ふるさと納税もしっかり皆さん方に仕組みを知っていただいて、幸田町のために寄附するんだというクラウドファンディング等々も充実させながら、皆さん方に御理解できるようなお金の使い道ということは今後も考えていきたいと思っています。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほど教育施設整備基金の年度末の残高がお答えできませんでした。手元に資料を持ってございましたので、御報告をさせていただきます。一応、年度末見込みで9億6,000万円程度になる予定でございます。

大変失礼いたしました。

○議長（稲吉照夫君） 13番、笹野君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 11ページのコミュニティ助成金についてお伺いします。この自治総合センターコミュニティ助成金が減額になっているわけですが、予定していたところの分がつかなかったということだというふうに思うんですけども、それはどこなのかということと、地元での例えば以前にもこうしたことがあって、やはり採択ができるようにきちんとやるべきではないかということも指摘をしてきたところであります。今回はどうしてこれが外れたのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 歳入の減ということで、まず自治総合センターコミュニティ助成金、そして歳出でコミュニティ推進事業費補助金、それで250万円を減ということでお願いをさせていただいております。この補助金につきましては、いわゆる宝くじ助成というものでございまして、コミュニティ活動用資機材の10割補助制度であります。過去にもということで、ずっと毎年お願いをしておるわけでございますけれども、例年だめもとのつもりで2学区分250万円掛ける2学区で500万円程度、歳入歳出予算に上げております。宝くじの売り上げに基づく助成金ですので、近年あんまし売り上げが多くないという話もございまして。また、おいしい助成金ですので各市町が要望されるということで、2学区分にコミュニティ分を幸田町へということとはなかなか難しいという見込みの中で2学区お願いをしておるところでございます。

今年度につきましては、結果的に1学区となりまして坂崎学区コミュニティにこの補助金を充てさせていただきました。そして、残念ながら落選したのは幸田学区のコミュニティが落選をしたということで、したがって幸田学区コミュニティ分を減額させていただくということでございまして。幸田学区も楽しみにしておった補助金ですので、来年度につきましてはことし落選した幸田学区を優先順位1番で申し込みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ことし採択された坂崎学区については、たしか前回落ちたというところでもあります。このように、地元としてはやはり当てにしながら事業も組んでいく、そして充当していくというものでございまして、そういうことがやはりなるべく採択されるように持っていく方法もあるのではないかと。たしか質問した経過があって、そのようにしていくということだったかというふうに思うわけですが、やはり宝くじの収益を充てるということで今回のこのような、いつも2学区ずつ上げていきながら学区としてのコミュニティ活動の推進に充ててきているわけでございますので、やはり落ちるとことはやっぱり誰しもがよくないわけですので、なるべく採択されるように努力していただきたいというふうに思うわけでもあります。

それから次に、小中学校費について伺いたいと思います。

午前中にもありました校内LANの環境整備についてでございます。この校内LANにつきましては、これは無線LANなのか有線LANなのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 財源にも限りある宝くじ助成でございますので、どうしたら幸田町で例えば2学区分要望したことだけつくがどうか、どのような努力の仕方があるの

かぴんとこん部分もございますけども、2学区申し込みをして単純に書類だけで申請をしておるということではなくて、また言葉を添えてよろしく願いしますと、また第1段階で落選したとしても予定しておった市町が手を下げるといこともなきにしもあらずでございますので、そのときは繰り上げ当選をよろしく願いしますというような連絡等々、お願いもして努力はしていきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） お尋ねの今回整備させていただきます校内LAN環境整備事業でございますが、今回、実施を予定しておるのは有線とそれからWi-Fiの無線通信と併用のものがございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 有線と言われるわけでございますが、これはどのようにしてつないでいくのかお尋ねしたいと思ひます。

大半は無線LANで整備をするということのようでございますけれども、この無線LANについていえば電磁波の被爆量が大きいということで、各市町においても有線LANに切りかえたりとかしているところがあるようでございます。幸田町におきましては、有線LANということで整備をしていくということで安心できるわけでございますけれども、やはりそうした子どもの健康被害が拡大しないそういう取り組みというのは必要でございますので、その辺のところも十分注意、研究しながらやっていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、整備していく予定のものにつきましては、現状、校内に有線と無線LANそれぞれ整備はしてあるわけでございますが、文部科学省の言うところの最終的には5Gに対応するような高速通信ということでございますので、現状、整備してあるものでは全然容量が足りないということで、全ての校内に張ってある線を太いものに張りかえるというようなイメージを予定しております。また、末端の教室においてはそのWi-Fiのスポットとタブレットの間を無線でつなぐというような、そういうイメージで考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、13号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番(丸山千代子君) 諸収入についてお伺いをいたします。これは下水道とも関係するわけですが、先に集排のほうが出てきましたのであわせてお尋ねしたいと思えます。

町長の説明の中で、下水道のときには更正の請求により還付されたということであり、これは消費税及び地方消費税還付金というふうになっているわけですが、どのような理由でこのように還付されたのかお尋ねしたいと思えます。

○議長(稲吉照夫君) 建設部長。

○建設部長(羽根渕闘志君) 消費税及び地方消費税の税率計算について、起債の償還に充てた繰入金の消費税計算は借入れ時の税率で算出できることが判明したことにより、更正の請求をいたしました。

該当年度は平成26年度から30年度までの5カ年で、起債償還に充てた繰入金を通常の8%計算をしておりましたものを、借入れ当時の税率5%に改めまして税額を算出し、あわせて地方消費税についても更正を行ったものであります。

○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。

○15番(丸山千代子君) この借入れっていうのは、それぞれもっと年度がさかのぼってもあるわけですが、そうしますとこの8%になったときと5%のときだってあったわけですが、そうした例えば5年間にさかのぼってしかできないということであるならば、その前の分はそのまま納め過ぎチャラということになっちゃったわけですか。返ってはないということですね、請求しないと。その辺は失った金額というものもあるんでしょうか。

○議長(稲吉照夫君) 建設部長。

○建設部長(羽根渕闘志君) 本件は、もともと消費税法施行令の一部を改正する政令に基づいて、附則に基づいて新税率じゃなくて旧の税率で計算してよいということになっておったわけですが、この対象は本町においては平成26年度分から発生しております。消費税が平成26年4月に5%から8%に上がりましたので、そういった意味でいわゆる失ってしまった減失利益のようなものは存在いたしません。

○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案7件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論はなしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第3号議案 工事の請負契約について(ショートステイ施設整備新築工事その3)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

次に、第12号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算(第5号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は原案どおり可決されました。

次に、第13号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は原案どおり可決されました。

次に、第14号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は原案どおり可決されました。

次に、第15号議案 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は原案どおり可決されました。

次に、第16号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は原案どおり可決されました。

次に、第17号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は原案どおり可決されました。

日程第8

○議長（稲吉照夫君） 第4号議案から第11号議案までの8件と、第18号議案から第26議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第4号議案から第11号議案までの8件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。議案書7ページをお開きいただきたいと

思います。

第4号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。議案関係資料は11ページから12ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、給料を支給される職員に対する補償基礎額の定義を新たに加えるものでありまして、令和2年4月1日から始まります非常勤の職員である会計年度任用職員制度の導入において、パートタイム会計年度任用職員については報酬での支給となり、これについては現行の条例の中で規定されておりますが、フルタイム会計年度任用職員については正規職員同様に給料での支給となり、現行の条例の中では非常勤職員の給料支給の規定がありませんので、補償基礎額の定義として給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする旨を条例第5条第5号として追加するものであります。

施行期日につきましては、令和2年4月1日であります。

なお、経過措置といたしまして改正後の第5条の規定をこの条例施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用することとしております。

続きまして、議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。議案関係資料は、13ページから14ページでありますのごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、さきに述べました法律の施行に伴う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正による、法律の題名変更及び引用条項の整理であります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。第6号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。議案関係資料につきましては15ページからと16ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第2条におきまして印鑑の登録を受けることができない者から成年被後見人を除外し、「意思能力を有しない者」を追加して印鑑の登録資格の見直しを行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。第7号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。議案関係資料は17ページから21ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、入院医療費に係る助成範囲の拡大に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、高校生等に係る入院医療費助成の新設として15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に対する日以後の最初の3月31日までの間にある者を「高校生等」と定義し、その入院医療費における自己負担額について全額を助成するものであります。

施行期日につきましては、令和2年9月1日であります。

続きまして、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。第8号議案 岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてであります。議案関係資料は22ページ、23ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、不燃ごみの処理方法を変更することに伴い、岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約を変更することについて協議する必要があるからであります。

本規約は、幸田町と岡崎市との間で締結されており、その規約変更には各市町の議会の議決を必要とします。

規約の変更の概要につきましては、令和元年6月に岡崎市リサイクルプラザの不燃ごみ貯留ピットで火災が発生したことに伴い、当面の間、同施設での処理を中止し、岡崎市才栗町にある旧岡崎市一般廃棄物最終処分場にて処理をすることとしたため、本規約の一部表記を改めるというものであります。

なお、議決後、岡崎市と協議を行い、変更後の規約を告示し、愛知県に届け出する予定であります。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からであります。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。第9号議案 西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正についてであります。議案関係資料は24ページ、25ページでありますのであわせてごらんください。

提案の理由といたしましては、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、土地区画整理事業の終盤で行う清算事務におきまして清算金の分割徴収、または分割交付に係る利子の利率を年6%から法定利率に見直すものであります。

施行期日につきましては、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案書の19ページをお開きください。第10号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。議案関係資料は26ページ、27ページでありますのでごらんいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、条例第5条において引用しています地方自治法第243条の2第8項が一部改正により第243条の2の2第8項へ条ずれしたため、引用条項の整理をするものであります。

施行期日につきましては、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案書21ページをお開きいただきたいと思っております。第11号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。議案関係資料は28ページから31ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、道路の整備等に伴い必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、幸田六栗土地区画整理事業における街区整備によるもので、認定する路線が六栗区画道路1号線を初めとし25路線、廃止する路線が六栗江尻六栗竹ノ下1号線を初めとし5路線であります。

以上、第4号議案から第11号議案までの単行議案の提案理由の説明をさせていただきました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、第18号議案から第26議案にわたっております令和2年度の幸田町会計別の当初予算の概要につきましては、一般会計から順次説明をさせていただきます。令和2年度予算書及び説明書をごらんいただきたいと思っております。

まず、初めに第18号議案 令和2年度幸田町一般会計予算についてであります。予算書及び説明書の13ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ176億6,000万円と定めるものであります。対前年度比107.3%で12億円の増であります。

第2条 債務負担行為につきましては、18ページの第2表債務負担行為のとおり、総合収納システム導入に要する経費につきまして期間を令和3年度、限度額を2,400万円として債務負担をお願いするものであります。

第3条 地方債につきましては、18ページの第3表地方債のとおり、短期入所施設建築事業に6,400万円、県営たん水防除事業に6,400万円、幸田中央公園整備事業に3,500万円、中央小学校校舎増築事業に5,600万円を予定しております。

13ページにお戻りいただきたいと思っております。第4条の一時借入金の最高額は10億円と定めるものであります。

第5条では、歳出予算の流用の取り扱いについて定め、記述のとおりをお願いするものであります。

まず歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照ください。予算の内容につきましては、26ページからをごらんいただきたいと思っております。

10款町税であります。町税全体では、対前年度比102.1%で86億2,870万円といたしました。

個人町民税は納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより、前年度対比102.5%で27億1,800万円とし、また法人町民税は一部国税化の割合拡大に伴う法人税割の税率変更等により、前年度対比84.9%で5億1,300万円といたしました。

固定資産税は、土地分につきましては地目変更による増加、家屋分につきましては新築家屋の増加、そして償却資産分につきましては企業の積極的な設備投資による増加を見込み、固定資産税の総額は前年度対比104.3%で47億3,700万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割及び種別割の2つの税目となり、登録初年度軽課課税者が本来の税率に戻る影響等により、前年度対比106.6%で1億710万円といたしました。

28ページをごらんいただきたいと思います。たばこ税につきましては、健康志向の高まりにより本数は減少を見込むものの、税率の引き上げによりまして前年度と同額の2億3,100万円といたしました。

入湯税につきましては、実績を踏まえ前年度と同額の260万円とし、都市計画税につきましては新築家屋の増加により、前年度対比100.9%で3億2,000万円といたしました。

次に15款地方譲与税につきましては、税制改正による森林環境譲与税の増額や実績を踏まえ、対前年度1,410万円増の1億5,560万円といたしました。

30ページをごらんいただきたいと思います。20款の利子割交付金につきましては、利子割額の減少を見込み対前年度280万円減の480万円とし、21款配当割交付金につきましては実績を踏まえ対前年度200万円増の3,100万円といたしました。

22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の2,600万円といたしました。

23款法人事業税交付金につきましては、法人町民税法人税割の一部国税化の割合拡大に伴う減収分の補填措置として、令和2年度より新たに交付されるものでありますが、愛知県の交付見込み額等を踏まえ5,900万円といたしました。

24款地方消費税交付金につきましては、地方消費税の税率引き上げの影響及び前年度11月末日が休日のために、11カ月分の交付となったことにより、新年度は13カ月分の交付となることによる増加を見込み、対前年度1億5,000万円増の8億8,000万円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者の減少により他前年度300万円減の1,400万円といたしました。

32ページをごらんいただきたいと思います。30款自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末にて廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性のあるため科目維持といたしました。

31款環境性能割交付金につきましては、自動車取得税交付金にかわり令和元年10月より新設されたものでありますが、新年度は交付が12カ月分になること及び令和2年9月末で臨時的軽減措置が終了することを踏まえ、対前年度1,430万円増の2,180万円といたしました。

33款地方特例交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度500万円増の7,600万円といたしました。

35款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み科目維持といたしました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の500万円といたしました。

45款分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育料保護者負担金等の減を見込み、対前年度1億7,916万円減の6,348万3,000円といたしました。

34ページから37ページにわたります50款の使用料及び手数料につきましては、指定ごみ袋の低廉化による一般廃棄物の収集及び処分に係る手数料の減により、対前年度3,331万1,000円減の2億2,282万9,000円といたしました。

36ページから41ページにわたります55款国庫支出金につきましては、介護給付費に対する障害福祉サービス等負担金2億826万円、認定こども園に対する施設型給付費負担金9,569万6,000円、児童手当負担金6億1,796万円、町道野場横落線の整備等に対する社会資本整備総合交付金9,360万8,000円などでありまして、総額では対前年度9,499万6,000円増の14億6,322万8,000円といたしました。

40ページから49ページにわたります60款県支出金につきましては、子ども医療費補助金4,900万円、多面的機能支払い交付金5,505万9,000円、私立幼稚園授業料等軽減補助金3,315万3,000円などであり、総額では対前年度7,432万5,000円増の9億3,808万1,000円といたしました。

48ページをごらんいただきたいと思います。65款財産収入につきましては、財産貸し付け収入、基金利子などが主なもので、総額を1,035万9,000円といたしました。

70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金が主なものでありますが、引き続き好調を見込み対前年度15億14万9,000円増の30億16万7,000円といたしました。

50ページをごらんいただきたいと思います。75款繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため基金財源で補填することとしておりますが、全体の財源調整及び事業推進のために財政調整基金及び教育施設整備基金からの繰り入れを行い、総額で対前年度4億5,462万4,000円減の9億7,581万7,000円といたしました。

80款繰越金につきましては、前年度と同額の3億円とし、52ページから59ページにわたります85款諸収入につきましては、小中学校給食費等が主な収入でありまして、総額で対前年度4,900万円増の5億6,513万4,000円といたしました。

60ページをごらんいただきたいと思います。90款町債につきましては、さきに説明しましたとおり短期入所施設建築事業を初め4事業総額で、対前年度2億3,400万円減の2億1,900万円といたしました。

以上が、令和2年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要でございます。

歳出の款の総額につきましては、22ページをごらんいただきたいと思ひます。また、その予算内容につきましては62ページからとなっておりますが、性質別区分に基づき説明をさせていただきたいと思ひますので、別冊となっております令和2年度当初予算概要の5ページ、6ページにあります令和2年度一般会計予算款別・性質別一覧表をごらんいただきたいと思ひます。

人件費、扶助費、公債費で構成されております義務的経費につきましては、総額で対前年度8.3%増の68億5,214万2,000円となっております。

その主な要因といたしましては、公債費は平成21年度の減収補填債の償還終了等によりまして対前年度23.4%減の5億2,616万7,000円となりましたが、会計年度任用職員制度の開始に伴い、人件費が対前年度17.3%増の38億978万9,000円となったことによるものであります。

普通建設費等の投資的経費につきましては、総額で対前年度8.2%減の23億3,853万3,000円となっております。

普通建設費の主なものといたしましては、ショートステイ短期入所施設建築工事、道路新設改良事業、町道野場横落線ほか、消防用自動車整備、中央小学校校舎増築工事等であります。物件費、維持補修費、補助費等などのその他の経費につきましては、総額で対前年度11.7%増の84億3,932万5,000円となっております。

その主な要因といたしましては、物件費では会計年度任用職員制度の開始に伴いまして賃金が廃止され皆減となりましたが、ふるさと寄附業務に係る委託料が大きく増額となり、維持補修費では小中学校や町民会館等の公共施設の老朽化対策に係る維持補修費などが増額となったことによるものであります。

続きまして、第19号議案 令和2年幸田町土地取得特別会計予算につきましては、予算書及び説明書の157ページからをごらんいただきたいと思ひます。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,623万円と定めるものであります。前年度対比822.6%、1億5,480万7,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、道路改良に係る用地購入費及び物件移転補償費を計上したことによるものであります。

続きまして、第20号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきましては183ページからをごらんいただきたいと思ひます。

第1条の歳入歳出の総額につきましては、歳入歳出それぞれ31億7,037万3,000円と定めるものであります。前年度対比96.1%、1億2,741万9,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減少によるものであります。

続きまして、第21号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算につきましては223ページからをごらんいただきたいと思ひます。

第1条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億7,712万1,000円と定めるものであります。前年度対比108.7%、3,821万4,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の

増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第22号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計予算につきましては251ページからをごらんいただきたいと思ひます。

第1条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ21億2,428万1,000円と定めるものであります。前年度対比106.0%、1億2,081万3,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、保険給付費及び地域支援事業費の増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第23号議案 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算につきましては295ページからをごらんいただきたいと思ひます。

第1条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,633万3,000円と定めるものであります。前年度対比88.9%、3,453万8,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、都市計画道路の築造が進んだことに伴う事業費の減額によるものであります。

第2条 地方債につきましては298ページの第2表地方債のとおり幸田駅前土地区画整理事業において3,120万円の起債を予定しております。

続きまして、第24号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算につきましては327ページからをごらんいただきたいと思ひます。

第1条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,995万9,000円と定めるものであります。前年度対比103.9%、1,437万6,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、処理場の維持管理費の増加によるものでございます。

続きまして、第25号議案 令和2年度幸田町水道事業会計予算につきまして説明をさせていただきます。355ページからをごらんいただきたいと思ひます。

収益的収入につきましては8億5,927万1,000円を計上し、収益的支出につきましては7億7,505万1,000円を計上し、収益的収支差し引きは8,422万円となっております。

次に、資本的収入につきましては1億2,634万7,000円を計上し、資本的支出につきましては4億1,846万円としております。これにつきましては、重要給水施設への配水管布設工事などを計上し、推進をしております。

資本的収支における不足額の2億9,211万3,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金などで補填することとしております。

最後に、26号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計予算につきまして説明をさせていただきます。387ページをごらんいただきたいと思ひます

収益的収入につきましては6億9,508万9,000円を計上し、収益的支出につきましては6億9,419万8,000円を計上し、収益的収支差し引きは89万1,000円となっております。

次に、資本的収入につきましては3億5,342万4,000円を計上し、資本的支出につきましては4億2,171万6,000円としております。これにつきましては、北部処理分区分管路整備工事、流域下水道建設負担金、蒲郡市建設負担金、企業債償還金を

計上しております。

資本的収支における不足額の6,829万2,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することとしております。

企業債につきましては、388ページの第5条 企業債のとおり公共下水道事業に2,610万円、流域下水道事業に1,470万円の起債を予定しております。

以上、第18号議案から第26号議案までの令和2年度幸田町会計別当初予算の提案の理由の説明をさせていただきました。

本定例会に提案をさせていただきます単行議案8件と、当初予算9件の説明をさせていただいたものであります。慎重に御審議の上、全議案とも可決賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月4日（水曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を14時15分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでございました。

散会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年3月2日

議 長

議 員

議 員